

官報

号外 昭和二十六年三月二十九日

○第十回 参議院会議録第三十二号(その一)

昭和二十六年三月二十八日(水曜日)午前十時四十分開議	第一〇 食糧管理特別会計の歳入 不足を補てんするための一般会計からなる繰入金に関する法律 案(内閣提出、衆議院送付)
昭和二十六年三月二十八日午前十時開議	第一一 昭和二十六年度一般会計予算 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後二時開議	第一二 昭和二十六年度特別会計予算 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後三時開議	第一三 昭和二十六年度政府関係機関予算 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後四時開議	第一四 不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後五時開議	第一五 漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後六時開議	第一六 職業安定法の整理に関する法律案(内閣提出) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後七時開議	第一七 賽馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後八時開議	第一八 農業委員会法案(内閣提出) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後九時開議	第一九 農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十八日午後十時開議	第二〇 森林水藍染施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午前十時開議	第二一 武豊線延長工事施行に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午前十一時開議	第二二 鉄道専用電気動力、電気信号保安両設備に対し二重監督を実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後一時開議	第二三 北海道弟子屈町に区検査院および簡易裁判所設置の請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後二時開議	第二四 能勢電気軌道株式会社路線延長許可促進に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後三時開議	第二五 深浦港難港修築に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後四時開議	第二六 舞鶴港機雷問題に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後五時開議	第二七 鹿折駅、鹿折村浜地先埋立地簡易裁判所設置に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後六時開議	第二八 有家港災害復旧工事費国庫負担に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後七時開議	第二九 北九州地区国鉄電化促進に関する請願 (委員長報告)
昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後八時開議	第三〇 御殿場線電化促進に関する請願 (委員長報告)

第三十一 武豊線延長工事施行に関する請願
(委員長報告)

第三十二 戻内駅構内線橋架設に関する請願
(委員長報告)

第三十三 三陸沿岸鉄道敷設促進等に関する請願
(委員長報告)

第三十四 海難防止に対する施設充実の請願
(委員長報告)

第三十五 北陸、上越両線連絡鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第三十六 宮崎、小林両駅間鉄道敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第三十七 日南鉄道開通促進に関する請願
(委員長報告)

第三十八 日向長井、三重町両駅間鉄道敷設等に関する請願
(委員長報告)

第三十九 岩手県盛岡市に簡易郵便局設置に関する請願
(委員長報告)

第四〇 後志西海岸鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第四一 甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願
(委員長報告)

第四二 中央線新宿、長野両駅間急行列車増発等に関する請願
(委員長報告)

第四三 舞鶴駅改築拡張に関する請願
(委員長報告)

第四四 二俣線輸送強化に関する請願
(委員長報告)

第四五 平倉駅貢無配管駅の昇格等に関する請願
(委員長報告)

第四六 京都市内国有鉄道の高架式改革に関する請願
(委員長報告)

第四七 野岩羽線全通促進に関する請願
(委員長報告)

第四八 武豊港の重要港湾復活に関する請願
(委員長報告)

第四九 郡山市に郵政省地方簡易保険局新設促進の請願
(委員長報告)

第九條第二項中「其不動産ニ関スル登記簿ノ謄本」を「其不動産ノ登記用紙」に改め、同項但書及び同條第一項を削る。

第十四條第一項を削る。

第十五條第一項を削る。

第十六條第一項中「登記番号欄、」を削り、同項に次の但書を加え、同條第一項を削る。

但乙区ニ付テハ記載スペキ事項ナキトキハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及ビ第十八條 削除

第十九條を削り、第十九條ノ二を第十九條とする。

第三章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第十四條ノ一 登記用紙ヲ閉鎖編綴スルコトヲ要ス

閉鎖シタル登記用紙ハ閉鎖ノ日ヨリ三十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十四條、第二十一條及ビ第二十一條ノ二ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除
第六十條第一項中「登記番号」、「第八十一條を次のように改める。」
第六十七條及び第六十八條を削る。

第六十七條及ビ第六十八條 削除
第七十一條第一項中「登記番号」、「規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル登記ノ順序」
「其登記簿ニ於ケル登記ノ順序」

ヲ追ヒテ新ナル番号ヲ記載シ」を削る。

第七十二條第一項中「許可書及ビ管轄権属ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本」を「及ビ許可書」に改める。

第七十四條第一項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ為シタル登記ノ末尾ニ同項ノ書面ニ基キ登記シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 登記用紙ノ枚数過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ同項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十九條中「若クハ前登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ前登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第七十九條中「若クハ新番号」を削る。

第六十條ノ二を削り、第七十九條ノ三を第七十六條ノ二とす。

第七十九條中「若クハ新番号」を削る。

第六十條中「若クハ新番号」を削る。

第六十條第一項中「登記番号」、「第八十一條を次のように改める。」
第六十七條及び第六十八條を削る。

第六十一條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ変更、其減失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

第九十三條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ変更、其減失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

第六十條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ変更、其減失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

第六十一條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ変更、其減失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

第六十一條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ変更、其減失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

第六十一條 第五十六條第二項ノ規定ハ抵当證券ノ発行アリタル場合ニ於ケル建物ノ分合、其種類若クハ構造ノ変更、其減失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

失、段別若クハ坪數ノ減少又ハ地目ノ変更ノ登記ノ申請ニ之ヲ准用ス

第八十二条中「登記何号」を「何番号ヲ記載シ」を削る。

第九十五条第一項中「登記何号」を「家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙」に改め、同條第一項中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第八十四条第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ為シタル登記ノ末尾ニ同項ノ書面ニ基キ登記シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 登記用紙ノ枚数過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ同項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十九條 第百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ之百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

改め、同條第一項中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第九十五条第一項中「登記何号」を「何番号アル」に改める。

第一百條ノ二中「行政区画又ハ字

ノ変更ニ伴ヒテ削る。

第一百條ノ二中「行政区画又ハ字」を「何番ノ土地ノ登記用紙」に改め、同條第一項中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第八十四条第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ同項ノ書面ニ基キ登記シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 登記用紙ノ枚数過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及び事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ同項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第七十九條 第百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第一百三十九條、第百三十一條及第百三十七條中「登記番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

又ハ地上権者トシテ登記簿ニ登記セラレタル者

一 土地台帳ニ自己又ハ被相続者トシテ登記セラレタル者

四 判決其他官庁又ハ公署ノ書面ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

三 第一號ニ掲ゲタル者ノ證明書ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

四 判決其他官庁又ハ公署ノ書面ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

三 第一號ニ掲ゲタル者ノ證明書ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

四 判決其他官庁又ハ公署ノ書面ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

三 第一號ニ掲ゲタル者ノ證明書ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

第九十二條、第九十三條及び第一百一十六條の規定は、この限りでない。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君登壇、拍手
只今上程されました
不動産登記法等の一部を改正する法律第
案に關しまして、法務委員会におきま
しての審議の経過とその結果について
御報告申上げます。

本法案は、不動産登記法、工場抵當
法及び立木に関する法律のそれへ、一
部を改正せんとするものでございま
す。不動産登記簿の様式及び調製方法
は古くからるものと踏襲しております
が、非常に不便且つ複雑なのでござい
ます。そこで今回の不動産登記法の改
正におきましては、登記簿をペイン
ダーオ式の帳簿に改め、必要に応じて用
紙の加除を行うこととし、この趣旨の
下に登記簿の調製、登記番号、登記用
紙の閉鎖、共同人名簿、登記用紙の繋
続等に関する諸規定を改廃整備いたし
ます。

次に、工場抵當法及び立木に関する
法律の改正におきましては、登記に関
係のある二、三の規定につき、不動産
登記法と同趣旨の改正を行ふことと
いたしておりますほか、立木に関する法
律中、所有権保存登記の申請に関する
不備がありますので、その弊病をも行
わんとするものでございます。

委員会におきましては、数回に亘り
慎重審議をいたしましたが、特に登記
簿をペインダーオ式に改めると、登記簿
の真正を害する不正行為を誘発する虞
れがあるという点について論議されま
した。これらの詳細は速記録に譲るこ
といたしますが、この点も登記簿に

施設することなどによりまして、防止
できること考へられるに至りました。討
論におきましては、別に意見の開陳が
ございませんでしたので、これを終結
し、採決いたしましたところ、全会一
致を以つて原案通り可決すべきものと
決定いたしました次第でござります。

右御報告申上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、漁業
法及び水産庁設置法の一部を改正する
法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、先づ委員長の報告を求めます。水
産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

改正する法律案

昭和二十六年三月二十六日

衆議院議長 林 譲治

衆議院議長 佐藤尚武殿

漁業法及び水産庁設置法の一部を
改正する法律案

第一條 漁業法(昭和二十四年法律
第二百六十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六十七條第三項中「瀬戸内海
連合海区漁業調整委員会」の下に

「又は有明海連合海区漁業調整委
員会」を加える。

第八十二條第二項中「瀬戸内海
連合海区漁業調整委員会」の下に
「及び有明海連合海区漁業調整委
員会」を加える。

〔第八十二條第二項〕

「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等」の下に
「及び有明海連合海区漁業調整委員会等」に改め

〔第七條〕

「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等」の下に
「及び有明海連合海区漁業調整委員会等」に改め

連合海区漁業調整委員会、「を加え
る。」を加える。

〔第八十二條第五項〕

「第百九條第五項」を「第百九條第七
項」に改める。

〔第一條〕

水産庁設置法の一部改正

〔第一條〕

水産庁設置法(昭和二十三
年法律第七十八号)の一部を次の
よう改める。

〔第七條〕

水産庁設置法(昭和二十三
年法律第七十八号)の一部を次の
よう改める。

における審議の経過並びにその結果について御報告を申上げます。

この法案は衆議院提出の法案であります。この法案の内容並びに法案提出の理由について簡単に申上げます。過

ぐる新漁業法が成立いたしましたとき、瀬戸内海における漁業の調整並びに水産全般の重要な問題審議のため

に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会というものができました。その後この

同様な連合委員会を作るべしという意見が非常に多かつたのであります。併しそれはその後に譲りましまして、新漁業法は成立いたしたのであります。それで過ぐる第七回会において、この参議院から有明海の海区漁業調整委員会を作るといふ案が出まして、議場一致可決せられまして、衆議院に送つたのであります。ところが衆

議院におきましては、例の紀伊水道の問題と関連いたしまして、非常に多大の修正がされまして、参議院に参つたのであります。ために、参議院においては遂に不成立に終つた案であります。今回は衆議院提出として、この前参議院が付議したと同じようなものを持つて参つたのであります。それは九州の有明海、熊本県と福岡県、佐賀県と長崎県に包まれておるあの海であります。この海は常に紛糾が絶えませんので、この漁業を調整して、この海における重要水産問題を審議するという有明海連合海区漁業調整委員会というのを作る。こういう案であります。そして水産委員会においては、曾つ大牟田市にその事務局を作る、こういふ改正案であります。

それで水産委員会においては、曾つて十分審議した案でありますので、別に質疑もなく、討論を省略いたしました。この結果、満場一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でござります。

以上御報告いたします。
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

競馬法(昭和二十三年法律五百五十八号)の一部を改正する法律

第十三条 第三十九条第一項但書中「その競馬は、他の競馬において開催することのできる。」を「その開催することのできない回数の国営競馬は、他の競馬において開催することができる。」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

馬場において、年四回開催することのできる。」を「その開催することのできない回数の国営競馬は、他の競馬において開催することができる。」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第三章 都道府県農業委員会(第

二十二条第一項第五條)

第四章 会議(第三十九条第一項)

第五章 雜則(第四十一条第一項)

附則 第二章 総則

第一條 この法律の目的

第一條 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄與するため、都道府県及び市町村に農民の代表機関として農業委員会を設け、その所掌事務の範囲及び組織を定めることを目的とする。

第一條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

第一條 この法律において「自作地」とは、耕作の業務を當む者が所有権に基づきその業務の目的に供している農地をいい。「小作地」とは、耕作の業務を當む者が賃借権、使用者の業務を當む者が賃借権、使用者による権利、永小作権、地上権又は質権に基づきその業務の目的に供している農地をいう。

第一條 その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に市町村農業委員会を置くことができる。

第一條 その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく小さい市町村その他の事情のある市町村その他の事情ある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に市町村農業委員会を置くことができる。

第一條 その区域が著しく大きい市町村その他の事情ある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に市町村農業委員会を置くことができる。

二 就学

選舉による公務就任その他の事由で市町村農業委員会が都道府県農業委員会の承認を受けて者並びにその同居の親族及びその配偶者以外の者が耕作の業務の目的に供しているものは、この法律の適用については、小作地とみなす。

小作地以外の農地で、その所有者並びにその同居の親族及びその配偶者以外の者が耕作の業務の目的に供しているものは、この法律の適用については、小作地とみなす。

第十一條第一項第三号	法律	農業委員会法(昭和 年法律第 号)
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域	市町村農業委員会の区域
第十八條第一項	市又は町村の区域	市町村農業委員会の区域
第十九條第三項	前項	農業委員会法第十二條第一項
第二十二條第一項	十一月五日	大年の一月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	次年三月五日
第二十五條第二項	次年十一月十九日	次年三月四日
第三十四條第一項但書	その定数の三分の一 た選舉	農業委員会法第八条第一項の選舉にあつてはその定数の三分の一、司法第九條第一項の選舉にあつてはその定数の二分の一
第六十二條第三項(第七十六條において準用する場合を含む)	十人	その選舉を必要とするに至つた選舉又は農業委員会法第十六條の解任の効力
第六十二條第一項(第七十六條において準用する場合を含む)	五人	農業委員会法第八條第一項の選舉にあつては当該区分に属する委員の候補者でない者は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたものの、司法第九條第一項の選舉にあつては委員の候補者でない者
第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者	農業委員会法第八條第一項の選舉にあつては当該区分に属する委員の候補者でない者は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたものの、司法第九條第一項の選舉にあつては委員の候補者でない者
第八十七條(重複立候補の禁止)、第八十八條(選舉事務關係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限)	農業委員会法第八條第一項若しくは第四項若しくは国家公務員法第一百一條第二項(政治的行為の制限)	農業委員会法第八條第一項若しくは第四項若しくは国家公務員法第一百一條第二項(政治的行為の制限)

第一百七十二条第一項	この法律の実施	市町村農業委員会の委員の選 舉	何村農業委員会にあつては委 員又は当選人が、それぞれ	第八十八條（立候補制限を受 ける選舉事務関係者）に掲げ る者
第一百五十二条第一項	本章に掲げる罪（第二百四 十一条第一項）	農業委員会法第十三條第三項に 掲げる者	農業委員会法第十三條第三項に 掲げる者	第一百三十五条
第一百五十四条	本章に掲げる罪（第二百四 十一条第一項）	その使用を許可しなければな らない	その使用を許可しなければな らない	第一百四十一條第一項
第一百五十二条第一項	本章に掲げる罪（第二百四 十一条第一項）	農業委員会法第十三條にお いて準用する第十六章に掲げる 罪（第二百四十五条の罪を除 く。）	農業委員会法第十三條にお いて準用する第十六章に掲げる 罪（第二百四十五条の罪を除 く。）	第一百三十五条

第三十九條第一項	前項	農業委員会法第三十一条第一項
第三十二條第一項		
第三十七條第二項		
第三十八條第一項	市町村の選舉管理委員会	都道府県の選舉管理委員会
第六十一條第一項		
第七十一條		
第三十四條第二項但書	三分の一	それぞれ二分の一
第三十三條第二項及び第 五項	その選挙を必要とするに至つ た選挙	その選挙を必要とするに至つ た選挙又は農業委員会法第三 十四条の解任の効力
第三十八條第一項及び第 二項	当該選挙の選挙権	
第六十一條第二項及び第 五項		
第七十五條第三項及び第 五項		
第三十八條第一項及び第 二項		
第六十二條第一項及び第 十項		
第八十六條第一項		
第四十九條第一項第一号	投票区のある都市の区域外 (選挙に關係のある職務に從 事する者があつてはその國す る投票区の区域外)	市町村農業委員会委員選挙人 名簿
第六十二條第二項(第七 六條において準用する 場合を含む。)	投票区のある都市の区域外	投票区の区域外
第四十九條第一項第二号	十人	五人

第一項(同法)並びに第二項(施行に関する事務)の議員の選挙に関する部分を除き、都道府県農業委員会の委員の選挙について準用する。この場合	方公共団体の長及び市町村の議員の候補者でない者	公職の候補者でない者	当該区分に属する委員の候補者でない者又は候補者でその他の属性する区分と異なる区分に属するもの	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第九十一条	第八十七条(重複立候補の禁止)、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限)	第八十六條(選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数))	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十一項第二項又は第四項若し條くは国家公務員法第二百二十二条第二項	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第九十二条	前條	その選挙における議員又は委員の定数	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十一項第二項又は第四項若し條くは国家公務員法第二百二十二条第二項	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第九十三条	第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)	その選挙における議員又は委員の定数	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十一項第二項又は第四項若し條くは国家公務員法第二百二十二条第二項	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第九十四条	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項但書の規定によつたものがあるときは又はこれ	その選挙の各区分	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十一項第二項又は第四項若し條くは国家公務員法第二百二十二条第二項	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第九十五条	第一項	各選挙	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十一項第二項又は第四項若し條くは国家公務員法第二百二十二条第二項	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第九十六条	第一項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項但書の規定によつたものがあるときは又はこれ	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十一項第二項又は第四項若し條くは国家公務員法第二百二十二条第二項	において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

る。この場合において、同條第一項中「都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長」とあるのは「都道府県知事」と、同條第二項及び第五項中「市町村の選舉管理委員会」とあるのは「都道府県の選舉管理委員会」と、同條第七項中「並びに第二百二十條」にあるのは「並びに第二百二十條第一項、第二項及び第三項前段」と読み替えるものとする。

(専門調査員)

第三十五条 第二十一條第三項に掲げる事項を調査審議するため特に必要があるときは、都道府県農業委員会に専門調査員を置くことができる。

3 専門調査員は、非常勤とする。
(市町村農業委員会の規定の準用)
2 専門調査員は、都道府県農業委員会の請求により都道府県知事が任命する。

第三十六条 第十四條、第十五條、第十七條から第二十條まで、第十九條第一項及び第二十二條の規定は、都道府県農業委員会に適用する。この場合において、第十四條及び第十九條中「市町村長」とあるのは都道府県知事」と、第二十一条中「市町村」とあるのは「都道府県」と、同條中「委員」とあるのは「農林大臣」と読み替えるものとする。

(市町村農業委員会代表者会議)
第三十七条 都道府県知事は、都道

府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、その定める区域について市町村農業委員会による市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第七條第三項又は第二十五條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることがある。

2 前項の代表者会議は、会長及び当該区域内の市町村農業委員会が委員会ごとに委員のうちから指名する代表者をもつて組織する。
3 会長は、都道府県知事が、その職員又は前項の代表者のうちから任命する。
4 前二項に定めるもの外、市町村農業委員会代表者会議の組織に關し必要な事項は、都道府県知事が、都道府県農業委員会の意見を聞いて定める。

(会議の招集)
第三十八条 市町村農業委員会又は都道府県農業委員会(以下「委員会」といふ。)の会議は、会長が召集する。但し、市町村農業委員会の委員の一選挙の後最初に行われる会議は、市町村長が召集する。

2 会長は、在任委員の三分の一以上の人から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。
(会議の成立)
第三十九條 委員会の会議は、都道府県知事は、小作官、小作主事その他

の関係職員を委員会に出席させ、

六 第七條第一項文は第一項に掲げる事項に関する意見を述べさせる」とができる。

六 第四十三条 委員会の会議は、公開する。

六 第四十四条 会長は、議事録を作成し、これを縦書きに供さなければならぬ。

六 第四十五条 会長は、議事録を作成し、これを縦書きに供さなければならぬ。

六 第四十六条 市町村農業委員会の委員と都道府県農業委員会の委員とは、兼ねることができる。

六 第四十七条 委員会の会議は開する事項は、法令に別段の定がある場合を除き、委員会が定める。

六 第四十八条 委員会の委員は、出席委員の過半数で決する。可否同数の規定にかかる場合は、委員会の会議を開くことができる。

六 第四十九条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十二条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十三条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十四条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十五条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十六条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十七条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十八条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第五十九条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第六十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

六 第六十一条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによること。

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

六 第四十一条の規定による都道府県知事は、委員会からその所掌事務に關して請求があつたときは、これに對し、助言を與え、資料を提示し、その他必要な協力をするよう努めなければならない。

六 第四十二条 都道府県知事は、委員会の議決(決定、裁定及び裁決を含む。以下本條において同じ。)が法令に違反し、又は著しく不當であるときは、理由を示してその再議決のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

六 第四十三条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるときは、都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第四十四条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第四十五条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第四十六条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第四十七条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第四十八条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第四十九条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十二条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十三条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十四条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十五条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十六条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十七条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十八条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第五十九条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第六十条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

六 第六十一条 都道府県知事は、都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不當であるとき

第十七條ノ二を次のように改める。

第十七條ノ二 本法中市町村又ハ市
町村長ニ開スル規定ハ特別区ノ存
区ノ区長ニ、地方法第百五十
五條第一項ノ市ニ在リテハ区又ハ
区長ニ、全部事務組合又ハ役場事
務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合
又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三及び第十七條ノ四を削り、第十七條ノ四及び第十七條ノ五をそれぞれ第十七條ノ三及び第十七條ノ四とし、第十七條ノ六中「第十七條ノ四」を「第十七條ノ三」に改め、同條を第十七條ノ五とする。

(農地調整法の一部を改正する法
律の一部改正)

第一條 農地調整法の一部を改正す
る法律(昭和二十二年法律第二百
四十号)の一部を次のように改め
る。

附則第三條第一項中「市町村農
地委員会」を「市町村農業委員会」
に改める。

第一條 農地調整法の一部を改正す
る法律(昭和二十二年法律第二百
四十号)の一部を次のように改め
る。

附則第三條第一項中「市町村農
地委員会」を「市町村農業委員会」
に改める。

前項の命令で定める時期まで
に第九條第三項及び前項の規定
によつてした都道府県知事の許
可又はこれに対する申請は、當
該時期以後は、それぞれ市町村
農業委員会の承認又はこれに対
する申請とみなす。

第五條 第二項において準用する場合
を含む。)、第十九條第四項、第二
五條第二項及び第四十一条第一
條の四第十四項中「市町村の
事務所」とあるのは、「当該市町村
農業委員会の事務所」と読み替え
るものとする。

「市町村農地委員会」を「市町村
農業委員会」に、「都道府県農地委
員会」を「都道府県農業委員会」に
改める。

第三條第一項第一号中「市町村農
業委員会」の下に「農業委員会法第
三條第三項の規定により市町村農業
委員会を置かない市町村にあつて
は、市町村長。以下同じ。」を加え
る。

第四十八條 農業委員会法第三條第
二項の規定により二以上の市町村
農業委員会が置かれている市町村
についてのこの法律の適用に関し
ては、第三條第一項、第四條(第
四十條の二第五項において準用す
る場合を含む。)、第七條第二項
(第四十條の四第五項において準
用する場合を含む。)及び第四十
條の二第一項中「市町村の区域」と
あるのは、「市町村農業委員会の
区域」と、第三條第一項第一号、
第四十條の二第一項第一号、同條
附則第六條第二項を次のように改
める。

「市町村農業委員会の区域」と
あるのは、「市町村農業委員会」に
改める。

第五條 第二項において準用する場合
を含む。)、第十九條第四項、第二
五條第二項及び第四十一条第一
條の四第十四項中「市町村の区域」と
あるのは、「市町村農業委員会」に
改める。

「市町村農地委員会」を「市町村
農業委員会」に、「都道府県農地委
員会」を「都道府県農業委員会」に
改める。

第三條第一項第一号中「市町村
農業委員会に對し」と「市町村農業
委員会(農業委員会法(昭和二十六
年法律第一号)第三條第三項の
規定により市町村農業委員会を置
かない市町村にあつては、市町村
長。以下同じ。」に対し「に改め
る。」を削る。

第六條 自作農創設特別措置法及び
農地調整法の適用を受けるべき土
地の譲渡に関する政令(昭和二十
五年政令第二百八十八号)の一部
を次のように改めする。

「市町村農地委員会」を「市町
村農業委員会」に、「都道府県農地
委員会」を「都道府県農業委員会」
に改める。

第一條第一項中「(地区農地委員
会を含む。以下同じ。)」を「(農業
委員会法(昭和二十六年法律第一
号)第一條第三項の規定により
市町村農業委員会を置かない市町
村にあつては、市町村長。以下同
じ。」に改める。

第五項及び第四十條の四第五項中
「隣接市町村の区域」とあるのは、
「隣接市町村の区域又は当該市町
村農業委員会の区域」とあるのは、
「市町村農業委員会の区域」と
あるのは、「市町村農業委員会」に、同
條第二項中「(市町村)」を「(農業
委員会法(昭和二十六年法律第一
号)第一條第三項の規定により
市町村農業委員会を置かない市町
村にあつては、市町村長。以下同
じ。」に改める。

第七條 地方税法(昭和二十五年法
律第二百二十六号)の一部を次の
よう改めする。

第八條 造林臨時措置法(昭和二十
五年法律第二百五十九号)の一部を
次のように改めする。

第九條 第七項中「都道府県農地
委員会、市町村農業委員会」を「都
道府県農業委員会」に改める。

第十條 第二項の規定により当該委員会
の管轄区域を区域として一又は二
以上の市町村農業委員会が成立す
る日(同法第三條第三項の規定に
より市町村農業委員会を置かない
市町村にあつては、同條第五項の
公告の日。以下同じ。)まで、都道
府県農地委員会は、同法の規定に
より当該都道府県の都道府県農業
委員会が成立する日までは、第一
條の規定にかかわらず、それぞれ
なお存続するものとし、その日ま
では、第一條から第八條までに掲
げる法令の適用については、当該
市町村農地委員会又は都道府県

の区域」と、第六條第五項(第十
五條第二項において準用する場合
を含む。)、第十九條第四項、第二
五條第二項及び第四十一条第一
條の四第十四項中「市町村の
事務所」とあるのは、「当該市町村
農業委員会の事務所」と読み替え
るものとする。

(地方税法の一部改正)

第十七條 第二項において準用する場合
を含む。)、第十九條第四項、第二
五條第二項及び第四十一条第一
條の四第十四項中「市町村の
事務所」とあるのは、「当該市町村
農業委員会の事務所」と読み替え
るものとする。

(地方税法の一部改正)

地委員会に関しては、それぞれな
お前前の例による。

3 第一條から第八條までに掲げる
法令又はこれらに基く命令の規定

により市町村農地委員会又は都道
府県農地委員会がした処分、手続

その他の行為又はこれらに對して
した処分、手続その他の行為は、

農業委員会法の規定により当該市
町村農地委員会の区域を区域とし
て一又は二以上の市町村農業委員
会が成立した日（同法第三條第三

項の規定により市町村農業委員会
を置かない市町村にあつては、同
條第五項の公告の日。以下同じ。）
又は当該都道府県の都道府県農業

委員会が成立した日以後は、それ
ぞれこれらの規定又はこれらに相
当する農業委員会法若しくは同法
に基く命令の規定により当該市町
村農業委員会（二以上の市町村農
業委員会が成立したときは、これ
らの委員会のうち都道府県知事の
指定するものとし、同法第三條第
三項の規定により市町村農業委員
会を置かない市町村にあつては、
市町村長とする。）又は当該都道府
県農業委員会がした処分、手続そ
の他の行為又はこれらに對してし
た処分、手続その他の行為とみな
す。

4 農業委員会法の規定により市町
村農業委員会が成立した日以後同
法の規定により都道府県農業委員
会が成立する日までは、当該市町
村農業委員会（同法第三條第三項
の規定により市町村農業委員会を
置かない市町村にあつては、市町

村長。以下本項において同じ。）の
所掌事務に關し、法令の規定によ
り都道府県農業委員会に對してな
すべき手続その他の行為は、第一
條から第八條までに掲げる法令の
規定にかかわらず、都道府県農地
委員会に對してするものとし、都
道府県農地委員会が法令の規定に
より市町村農地委員会に對してな
すべき手續その他の行為は、市町
村農業委員会に對してするものと
する。

5 農業委員会法の規定により都道
府県農業委員会が成立した場合に
おいて当該都道府県の区域内に第
二項の規定により市町村農地委員
会がなお存続しているときは、當
該市町村農地委員会が同項の規定
により都道府県農地委員会に對し
てなすべき手續その他の行為は、
都道府県農業委員会に對してする
ものとし、都道府県農業委員会が
当該市町村農地委員会の管轄区域
内の事項に關し法令の規定により

市町村農業委員会（同法第三條第
三項の規定により市町村農業委員
会を置かない市町村にあつては、
市町村長とする。）又は当該都道府
県農業委員会がした処分、手続そ
の他の行為は、當該市町村農地委員
会に對してするものとす。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費國
庫補助の暫定措置に関する法律の
一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長林謙治

農林水産業施設災害復旧事業費國
庫補助の暫定措置に関する法律の
一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費
國庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案

第五條第九号を削る。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一
日から施行する。

○羽生三七君登壇、拍手

〔羽生三七君登壇、拍手〕

地等の従前の効用を復旧するために
必要な施設をすることを含む。」を
加える。

一 林地荒廃防止施設（法令によ
り地方公共団体又はその機関の
維持管理に属するものを除く。）
以下同じ。）

第三條を次のよう改める。

（補助の対象及び補助率）

第三條 国は、農地等（漁港施設に
ついては、水産業協同組合の維持
管理に属するものに限る。）の災害
復旧事業について、当該事業を施
行する者に対し、予算の範囲内
で、その事業費の一部を補助する
ことができる。

現在国営競馬場は全國に十二ヵ所あ
りまして、そのうち四ヵ所はいろいろ
な事情で使用できないことになつて
おります。而してその開催回数は原則として各競馬場
年に年三回以内であります。特別
な事由のため競馬場において年三回
開催することができないときは、その
ものは八ヶ所となつてあります。而し
てその開催回数は原則として各競馬場
に年三回以内であります。

ところが地方競馬は提案者の説明に
よれば全國を通じ競馬場七十八、開催
主体百六十九、年間連続開催しても日
なお足らない情況でありまして、国営
競馬に比べて競馬場ごとの開催回数が
実質的に増加せられている結果とな
り、そのため国営競馬の馬主経済は悪
化し、国営競馬の競走馬として地方競
馬に移動するものが多きを加え、從来
我が國競馬の最高水準として健全な発
達を遂げて来た国営競馬の危機であ
り、且つは競走馬資源の維持涵養とい
う観点からも憂慮に堪えない

ので、これが打開の一策としてこの際
現行規定を改め、開催することのでき
る競馬場において開催できることとな
さんとするものであります。委員会
におきましては、先ず提案者及び政府

の規定により市町村農業委員会を
置かない市町村にあつては、市町

村農業委員会法の規定により市町
村農業委員会が成立した日以後同
法の規定により都道府県農業委員
会が成立する日までは、当該市町
村農業委員会（同法第三條第三項
の規定により市町村農業委員会を
置かない市町村にあつては、市町

村長とし、又は当該都道府
県農業委員会がした処分、手続そ
の他の行為は、当該市町村農地委員
会に對してするものとす。

（審査報告書は都合により附録に
掲載）

農林水産業施設災害復旧事業費國
庫補助の暫定措置に関する法律の
一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費
國庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案

との間に競馬場の資源、現在使用不能の競馬場の存廃、本改正法律案が競馬会計に及ぼす影響及び競馬の馬産改良に及ぼす効果等の問題について質疑が行われたのであります。これが詳細については会議録に譲ることにいたします。

統いて討論に入り格別の発言もなく採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

従来單に補助規程によつて実施されておりました農林水産業施設の災害復旧に対する国の補助事業を制度化するため、第七国会において現行法の制定を見たのであります。これが施行後の経験と、一般土木災害復旧事業において公共土木施設の災害復旧については、地方公共団体の財政力に適応するよう、國の負担を定めて災害の速かな復旧を図ることとなさんとする制度改正の方向とに鑑みまして、現行法に大よそ次のとおり改訂を行わんとするものであります。第一、現行法において不明確であった原形復旧事業と超過事業との区分を明確にして、災害復旧のため必要かつことのできない原形復旧を超えた、いわゆる超過事業に対して新たに「一般の改良事業と同率の補助を行うこと」とすること。第二、林道の災害復旧事業に對する補助率は、現在事業費の十分の五一本であります。これも奥地幹線林道分とその他の部分の二本建としない、前者の補助率を高めて奥地林開発に資することとすること。第

三、水産業協同組合の維持管理する漁港施設に対する補助率を、一般港湾に屬するものの災害復旧については、一般土木災害復旧事業における公共土木施設災害復旧事業の取扱となし、本法の適用を除外すること。第五、地方財政の実情に鑑み、現行法で規定せられてゐる地方公共団体の義務負担割合を廃止すること。以上が改正の主要なる点でございます。

であつて、そのため種々の方策を講じなければならないのであるが、幾多の問題の解決のためには、必ず以て農業の積極的な意欲と自主的な活動に符すべきである。これがあればならないのである。根本をなすものは、農業政策を農民から農土がるものとし、都道府県或いは市町村等地方自治体の行う施策を農民の希望するものと一致せしめるため、民主的な組織が必要である。而して從来民主的な農民代表機関として地閥関係について農地委員会、食糧供給委員会が法制上の機関として、又農業技術の改良について行政措置によつて農業改良委員会などが設けられていたのであるが、時の経過と共に所掌事務の性質や分量が相当変つて来ており、且つ各委員会それぞれその範囲が規定されて相互に関連を欠いておるので、全体としてこれに再検討を加え、農業經營全体のための総合的な農民代表機関としての実を整へ得るよう組織の簡素化を図り、且つ機能の上に総合性を與え、眞に農民のための民主的組織に再組織することを望まれるわけであるというのであります。

の代表機関として、自作農及び小作農の意見が公平に代表され得るように原則として階層選舉によることとし、選挙権及び被選舉権を市町村の区域内に所を有する成年耕作農民に平等に付し、且つ選舉農民によるリコール制度を設けたのであります。なお、選舉による委員のはか、一定数を限り推薦になつてゐるのであります。第三は、農業委員会の機能についてでありますて、執行機關として自作農の創設及び維持、農地等の利用關係の調整、小作処理し、諸間機關として農地の開發、整備、農地の交換分割に関する事務等を停、農地の交換分割に関する事務等農畜産物の加工、流通等、農業振興事業技術の改良、その他農業生産の増益、宣及びその実施について地方公共団体の長に建議し、又は諸間に応じることになつてゐるのであります。なお、途食糧の供出割当に関する諸問題をして指定せられることに予定せられたため必要な事項に関する総合計画の会に対する行政の監督についてでありますて、本委員会が農民の民主的代表機關であることに鑑みまして、の自主性を尊重する趣旨から行政の監督は極力排除することにしてあるのであります。ただ本委員会が執行機関として処理する自作農の創設及び維護並びに農地等の調整等に関する事項については、事の性質上行政の監督は、農業委員会に要する経費についてありますて、本委員会は地方公共体の機關であり、従つて委員も、又

記の身分的には地方公務員であり、又その所掌事務についても地方公務員団体の事務と考へられるものもあるのであります。が、政府として、行政事務及び財源の再配分について未だ方針が確定していないので、從來の農地委員会及び農業調整委員会に倣つて、本委員会の所要経費は原則として國が負担することにしてあるのであります。

かかる政府の原案に対し、衆議院においていわゆる小作農及び自作農の区分による階層選舉制を取りやめて、かような区分を取り除いたいわゆる全國選舉制に改めるように修正が加えられて、當院に送付せられたのであります。

次に、農業委員会法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案についてあります。これは農業委員会法が成立いたしますと、現行の農地委員会は農業委員会に改組せられることになりますから、現行諸法令中「農地委員会」とあるのを「農業委員会」に改めなければならぬので、かような整理を行ふため關係法令の改正を行ふなどとあります。

委員会におきましては、本法律案は我が國の農業及び農村の将来を制するものであると考えられ、その審査は極めて慎重であります。農業委員会の本質と関する問題は勿論、これと同時に農業委員会をめぐる基本的或いは客觀的な諸情勢についてもいろいろな角度から検討が加えられ、しばく委員会を開き、大蔵大臣、農林大臣及び經濟安全部長官始め政府の各關係當局、並びに原案に修正を加えられた衆議院議員

代表等との間に農業政策の根本方針、食糧事情の見通し、食糧管理方針、農業協同組合の再建整備、農業災害補償制度の刷新強化、農地改革の現況に対する見解及び今後の方針、特に階層選舉廃止の可否、從来設置せられていたおの／＼性格の異なつた三委員会、特に農業改良委員会を一つの委員会に結合することの眞の理由及びその適否、これと関連して部会制とするものの可否、農業改良事業及び農業改良委員会の性格、これに対する期待及びその対策、経費予算の適否、経費の国庫負担の限界及びその影響、農業委員会委員の兼職關係の調整、農業委員会と農業協同組合との関係、農業調整事務処理からする都道府県委員会の委員教導の適否、延いて農業委員会と農業調整事務との関連、選任委員貯員の適否、選舉権及び被選舉権資格の適否、代行者会議の性格及び衆議院農林委員会における附帶決議の実施等について質疑が統けられたのでありますて、これが詳細については會議録について御承知を願いたいのであります。

かくして三月二十六日午後の委員会において、岩男委員から、質疑を打切り、翌二十七日討論、採決に附すべき旨の動議が提出せられ、江田委員から反対の意見が述べられ、採決の結果動議が成立したのであります。よつて翌二十七日質疑を打切り、討論に入り、先ず三輪委員から、日本社会党を代表して、本法律案は現在の農地委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の全く性格の異なつた三つの独立した委員会を單に予算節約の関係から一つに統合し、而も書記一人を一・二人に縮減せんとすることは、結局において何物も

農地委員会の廃止は未だなお進行途上にある農地改革を道転せしめ、海外食糧の供給に凌駕して農業調整委員会を廃止することは、食糧不安を醸成することとなり、特に甚だしいのは、これらの委員会と農業改良委員会とを合併することで、これは政府がみずから定めた農業改良事業に対する方針をみずから破壊せんとするもので、本法律案が目的とするところは羊頭鶴肉も甚だしく、又從來認められていた議決権を剥奪し、階層選挙を廃して全層選挙とし、多年農地改革及び農業調整に盡して來た労働者を隣載せしめんとするがことは、農村の民主化を抑制して保守富農的性格たらしめんとするものであつて、農民の地位の向上等は到底望むべくもないといふ趣旨を以て反対せられ、次いで宮本委員は自由党を代表して、農地改革も一応完了し、食糧事情も好転した今日、農業政策の重点は生産の増強、經營の改善及び農民の地位の向上に指向せられなければならぬ、而してこれがためには総合的検討を行うことが必要であつて、本法律案はその方向において認めらるべきで、從来経過的に三つの委員会がばらばらに設けられているが、農村から見れば委員会は一つのものであつて、一つの委員会に統合することは一時的には障害があつても、併しこれが本然の姿である。而して一時的な支障は行政措置によつて克服せられることを期するといふ趣旨によつて賛成せられ、次いで岩男委員は国民民主党を代表して、書記の一・二人では本法律案の目的の達成は不可能であり、而して衆議院における本法律案に対する我が

党の、この場合我が党というのは民主黨であります。この附帯決議に關し、當委員会における大藏及び農林大臣の三つの一つにして、総合的な働きによつて農業生産力の發展及び農業經營に対する意見を表明いたすものであります。(拍手)

農業委員会法案は從来各獨立して組織されていましたところの農地委員会、農業調査委員会、農業改良委員会の三つを一本にして、総合的な働きによつて農業生産力の發展及び農業經營の問題を信頼し、條件附を以て養成せられ次いで岡村委員は、農村経済の不安に当面して本法律案の農村に対する貢献を期待し、而して農業政策、特員を代表して、性格構成、運用及び経費の点についても未だ十分了解することができないが、農林大臣が當委員会の意見を尊重して運用の妙を得たいとの言明に信頼し、且つ農林省機構の整備及び都道府県農業委員会の定員の画一性に対する検討を要望して養成があり、これを以て對談を終了し、採決の結果、多數を以て衆議院送付案の通り可決せられました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 討論の通告がござります。発言を許します。江田三郎君。

〔農林大臣どうした「農村を無闇とする農林大臣」「農政局長」と呼ぶ者あり〕

〔江田三郎君登壇、拍手〕

の合理化を図るうるのであります。甚だ以て適切な看板が掲げられておりますが、その内容を煽り下げて検討いたしますならば、世にも奇怪な羊頭狐肉法案なりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)即ち三つの働きを終合化するのではなくしてそれへと無効化を運行せしめるものであります。そもそも封建的の土地制度の民主化を使命とするところの農地委員会と、食糧の強権による供出制度を民主的な粉飾化に主導する力にいたしまして、加うるに農村の民主化を運行せしめるものであります。

り、そしたらことが実現できぬことは、この三つの委員会の一本化が根本的に無理であるという何よりの証拠と信じるものであります。

衆議院は本法案を成立せしめるに当たりまして、農業改良事業については、農業改良事業部会を設けて運営するよう措置を講じることと、一項を議決いたしておるのであります。一つの委員会で別に部を作らなければならんこと自体が、本化を目指とする本法案を実質的に否としていることにはかならんのであります。二つ目は、(拍手)而もこの決議が政府與党たる自由党的な発議によることは全く肉なことであります。(その通り)、呼ぶ者あり)

かかる辻謹の合わない立法を何故政府は企図したのでありますようか。一つの狙いが経費の節減にあつたことは明らかであります。即ち昭和二五年度において調査委員会及び農地委員会に三十億円を支出いたしましたのを、今後平年度十七億円の予算になりました。その始まりであります。金融資本の奉仕者の正体を露骨にした大蔵当局の命に、農林当局が屈服したのがそのもの始まりであると思うのであります。(然り然り)と呼ぶ者あり、拍手我々はこのことをこの法案に限られこととして見ることはできんのであります。(今後いよ／＼農民收奪の強化を指摘しなければなりません。(拍手)この点は、政府の本法案提案理由説

明シと慶と後 あ化りたシまも局へ朝も姿十こそ政 と皮免ま定一齋るす 一当 と本と

の中にも、農地改革はほぼ完成を見たので、新らしい委員会を作ると明らかにされておるのであります。農地改革は果して政府の言うがことく完成を見たでありますようか。断じて否であります。長年の夢を実現いたしまして折角自作農になつた農民諸君が、農村の激的な行詰りからして土地を手放すに至る件数は次第に増加いたしまして、特に昨年の九月の農地改革に関する政令以来その数は飛躍的に増加いたしました、再び土地の集中が起つたのであります。政府は自作農維持資金について何ら考慮を拂わず、結果的にはむしろこの傾向を助長しているのであります。農地改革を進行せしめているのであります。「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手) 而も農地改革は新しい課題を持つており、先般政府の発表いたしましたところの経済自立三ヵ年計画によりましても、昭和二十八年度までに十六万四千町歩の開拓が行われるはずであります。更に国土の利用の高度化を目的としますところの国土調査法案が成立いたしまするならば、なお多くの開拓地が取上げられるはずであります。このことは食糧自給度を高め經濟自立を確立するための絶対緊急事であります。而もこういう仕事は申すまでもなく農地改革の仕事であります。交換分合もまだこれからでありまして、農地改革は決して完成はしていないのです。

農村の封建的勢力と結託して反動支障を強化せんとする態度であります。農地改革は完了せられたりと称してこれを打切らんとするのは、まさにこの資本家陣営に奉仕する見解にほかならんと思うのであります。「それが自由党だ」と呼ぶ者あり、(拍手)農民も本能的にこのことを知つております。本法案反対の請願及び陳情が二百万の多数を超えたということに対する対しまして、我々は深く考慮しなければならないと存ずるのであります。

申すまでもなく農地改革は極東委員会の基本的使命の一つであります。各國の注目するところであります。まさにこのために政府もこの打切りに若干の合理的な粉飾を必要といたしまして、本委員会の選挙を階層別に行わんとしたのであります。然るに階層別選挙というこの一点さえも、衆議院における政府與党によつて削り去られてしまつたのであります。農地改革が完成いたしまして小作農が無視し得べき小數になつた場合には、もとより階層別選挙の必要はありませんが、政府の調査によりましても、小作農戸数は今まで一七%を超えてゐるのであります。かかる小作農家が現存する限り、長年の封建的慣行によつて社会的地位の低いこの小作農家に、公平なる発言権を確保せしめるためには、階層別選挙の抹殺につきましては、廣川農林大臣自身も本院農林委員会におきまして行われたということとは、我々は、何か狼狽居の感じを受けておるのであります。まして、かかる茶番狂言の中に、農地

改革は最後の一線まで削り取られ、農業関係組織の一体化の美名によつて、ここに幕を閉じられるのであります。数日前の新聞によりますと、イギリスの輿論は、日本の農地改革は、一部反動勢力によつて逆行しつつあることを指摘いたしまして、日本の民主化に疑いの眼を向けておるのあります。我々は如何なる講和條約が成立するかについては、日本の民主化に対する關係各國の認識如何に左右される点大なりと信ずるのであります。この農地改革を打切りうとするところの本法案の成否を、かような國際的角度からも、我々は反省をして見なければならんと思うものであります。(丈夫だよと呼ぶ者あり)

なお、農林委員会における討論に当たりまして、本委員会の予算について、平年度九億円の増額補正を早急に行るべきことを條件に賛成の意見もございました。この点につきましては農林大臣兩大臣から、実現に努力する旨発言があり、「空手形だ」と呼ぶ者あり併しながら、この兩大臣の公約には、單なる放言に終ることが從来しば～の例でございまして、(拍手)我々は今回のこの公約につきまして、嚴重監視の必要がありと思うものでござりますが、仮にこれが実現したとしましたところで、九億円と引換えに農地改革を打切り、調整委員会と改良委員会の事業を、官憲セクションナリズムによりまして、もみくちやにされることに同意はできないのであります。(拍手)予算を殖やしまして、町村委員会書記を、一・一人を一人に殖やし、その身分を保護することは大事なことでございま

しようと併しながら、もつと大事なことは、日本農業を発展させか否かということです。日本農村の民主化を図るか否かということです。失う代償は、余りにも大きいことを私は指摘したいのです。

重ねて申しますが、この法案成立によりまして、農地改革は打切られ、供出関係等に左右されない、下からの事業として出発した改良事業は、今やその本来の性格を一変するのでありますて、供出事務と同じ機構の中に投げ込まれ、今後町村財政の窮乏からして、いずれは現在の改良普及員も、職務中の農業会技術員のことく、いつの間にか事務員に変質されるのが運命であると思うのであります。ここに発足早々の、今なお弱体でありますところの改良事業も、農地改革と共に幕を開じられてしまふのであります。最後に残りますところの食糧調整関係の仕事にいたしましても、政府が別途に、食糧の政府買入数量の指示に關する法律案、この法律案によつて企図しておりますところによりますと、従来の決議機関から諮問機関に変質せしめられるのであります。供出の罰則は残されるが、委員会は決議機関たることを失うのでありますて、御用機関の性格をいよいよ強めて来るのであります。すべてを失いまして、残るのはただ一つ、供出の御用機関たるこの本委員会の成立に対しましては、我々は農民の名において、断固として反対せざるを得ないのであります。（拍手、『農林大臣どうじや』とこへ行つたと呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚武君）　過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、農林委員会法案及び農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

〔農民の敵自由党」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第十九、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案、日程第十一、食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剩余金の使用に関する法律案、日程第十二、閑詰法の一部を改正する法律案、（いすれも内閣提出、衆議院送付）、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

10. The following table summarizes the results of the study.

リタルトキハ其ノ返還ヲ受ケベキ者ニ之ヲ還付スペシ
前項ノ規定ニ依リ還付セラレタル物件第八十五條ノ二ノ規定ニ依リ
差戻又ハ引渡ヲ受ケタル物件ナルトキハ當該物件ノ還付ヲ受ケタル
者ハ物件ノ価額ノ百分ノ五ヲ超エ百分ノ二十ヲ超エザル額ノ報労金ヲ
得者ニ支拂フベシ但シ得ノ日ヨリ七日内ニ遺失物法第一條第一項若ハ第十一條第一項、水難救
護法第二十四條第一項又ハ本法第八十五條ノ二第一項ノ手続ヲ為サ
リシ得者及公務上拾得シタル者ハ報労金ヲ請求スルコトヲ得ズ
税関長ハ第一項ノ規定ニ依ル物件ノ還付ヲ受クベキ者ノ所在分明ナ
ラザル者又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ物件ヲ還付シ得ザル場合ニ於
テハ其ノ旨ヲ公告スベシ
前項ノ公告後六箇月以内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物件ハ國庫ニ
帰屬ス
第一項ノ物件生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ物件ヲ
害スル虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ
得
遺失物法第六條ノ規定ハ第二項ノ報労金ノ請求ニ第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ハ前項ノ公売ニ
付之ヲ准用ス
第九十三條中「捜索」の下に、「差押」を加える。
第九十四條中「若ハ料」を削る。
第九十八條第一項中「第七十四條、第七十五條、第七十六條又ハ第七十

六條ノ二」を「第七十四條乃至第七十
六條ノ二」に、「百分ノ十」を「百分
二十」に、「二十万円」を「五十万円」
に改め、同條に次の二項を加える。
第七十四條乃至第七十六條ノ二ノ
違反嫌疑ノ物件ヲ税關官署、警察
官署又ハ市町村長ニ差出シタル者
アル場合ニ於テ其ノ物件庫房ニ歸
属スルニ至リタルトキハ其ノ物件
ノ原価ノ百分ノ二十以下ニ相当ス
ル金額ヲ報償金トシテ交付スルコ
トヲ得但シ報償金ノ金額ハ五十万
円ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ同項ニ規定スル物件
ガ不法ノ行為ニ因リ拾得シタル物
件又ハ公務員ノ職務上拾得シタル
物件ナルトキハ之ヲ適用セズ
第一百一條ノ二ニ次の二項を加え
る。
税關官吏ハ関稅定率法第九條ノ規
定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル
物品ヲ使用スル製造場又ハ其ノ貯
置場ニ就キ原料品、製造品、副產
物、製造用器具機械又ハ此等ニ關
スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ
得
税關官吏ハ關稅定率法第十條第一
項ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受
ケタル物品ヲ使用スル工場又ハ其
ノ貯置場ニ就キ當該物品又ハ之ニ
關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ
得
第一百一條ノ七及び第一百一條ノ八を
次のように改める。
第一百一條ノ七 税關ハ日曜日、休日
並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税關
ノ執務時間外ニ於テ税關長ノ特許
ヲ受ケタル者ニ對シ臨時開廳ヲ為
スモノトズ

第一百一條ノ九 關稅定率法第十條第
二項ノ所認ヲ受ケタル者ハ政令ノ
定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ
派出ヲ受スル稅關官吏ノ數及派出
期間ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル
額ノ派出手數料ヲ納付スペシ
第一百一條ノ十 第十七條、第十八條
第一項、第二十六條、第二十九條
ノ二、第三十一條ノ二又ハ第一百一
條ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令
ノ定ムル所ニ依リ特許手數料ヲ納
付スペシ
前項ノ特許手數料ノ額ハ第十七
條、第二十六條又ハ第一百一條ノ七
ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スペキ
手數料ニ在リテハ日曜日、休日並
ニ日曜日及休日以外ノ日ノ稅關ノ
執務時間外ニ於テ執務シタル時間
ヲ基準トシ第十八條第一項ノ特許
ヲ受ケタル者ノ納付スペキ手數料ニ
在リテハ前條ノ規定ニ准シ第三十
一條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納
付スペキ手數料ニ在リテハ検査ニ
要シタル時間ヲ基準トシ之ヲ定ム
ルモノトス

○小串清一君登壇、拍手

「この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

農業災害補償法によりまして、農業共済組合の組合員が支拂うべき農作物共済掛金の一部を負担し、更にこの負担金を販売消費者に転嫁することとなつておりますが、価格政策の見地から、昭和二十二年度以来、臨時の措置を講じまして、昭和二十六年度においても、この負担金を一般会計の負担といたしております。これに伴いまして、食糧管理特別会計から農業共済再保険特別会計に繰入れます。四十億六千六十四万五千円を限り一般会計から繰入されたのであります。その詳細は、この特別会計に生じます歳入の不足を補てんしようとするものであります。

さて、本案審議に当たりまして、各委員と政府との間に熱心なる質疑が交わされたのであります。その詳細は、記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に食糧配給公團の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、食糧配給公團が本年四月一日に解散し、本年度中にその清算事務を終える予定になつておるのに鑑みまして、同公團の國庫に納付すべき昭和二十五年度の剩余金が十四億五百八十八万九千円と推定されますので、これを同公團の清算に要する経費二十三億余円の財源の一部として使用しようとするものであります。

さて本案審議に当りましては、食糧配給公團の不正事件の内容及び処置について、又麻袋、布袋等の手持品を処分する場合の評価等について、各委員より種々熱心なる質疑が行われ、これに対しても政府からも鋭切鄭重な説明がありました。が、その内容は速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、油井委員より、本案については一応賛成を表するが、麻袋等手持品の処分についてその評価が明確でないと思われる際、かかる措置は適当でないと、又不正事件によつて生じた損失の清算を促進すべきであると共に、今後監督官署の十分なる監視を要するとの希望を附し、賛成の意見が述べられ、次いで松永委員より、公團の損失について処理は、従来より国民の負担において処理される通例があるが、同公團に至るも種々の不正事件が認められるので、今回の措置は妥当なものとは考えられないとの反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、關稅法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本案の主なる改正点を申上げますと、第一点は、戦時中行政簡素化の趣

卷之三

○議長(佐藤尚宣君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第十九より第四十八までの請願及び日程第六十二より第六十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員会理事高田寛君。

〔高出寬君登壇，拍手〕

○高田寅君　只今上程になりました請願及び陳情につきまして、詳細は委員会速記録に譲りまして、その審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

これらの請願、陳情は大別いたしますと、鉄道電化促進に関するもの、鉄道の建設促進に関するもの、鉄道のサービスに関するもの、制度の改正に関するもの及び海運に関するものに分類することができます。

先づ第一に、鉄道電化に関するものについて申上げます。請願第七百八号及び八百十四号は、いずれも北九州地区の鉄道電化に関するものであります。その要旨は、北九州地区は全国有数の鉱工業地帯であり、人口の密度も極めて大きく、現在の鉄道の能力では不十分であるから、速かに本地域の鉄道を電化して欲しい、というのであります。又請願第八百十五号は、御殿場線の電化促進であり、請願第十二十五号は、甲府、長野西駅間の電化促進に関するものであります。

第二は、鉄道建設促進に関するものであります。即ち請願第八百十六号は、武豐線の延長工事を促進、請願第八百四十六号は、三陸沿岸鉄道及び青森県大畑町、大間町間の鉄道敷設促進、請願第八百六十五号は、日向長井、三重町西進、請願第八百六十三号は、宮崎、小林両駅間の鐵道敷設促進、請願第八百六十四号は、日南鉄道の開通促進、請願第八百六十五号は、日向長井、三重町西進、請願第九百八十一号は、北海道岩内線岩内駅から函館本線黒松内駅に至る後志西海岸鉄道の敷設、請願第七十七号は、姫川今市から会津若松を経て米澤を結ぶ野岩羽黒道の全通促進であり、又陳情第百四十五号は、三陸沿岸鉄道の敷設促進、陳情第二百八号は、大糸線の全通促進、陳情第二百四十一号は、大分県宝泉寺駅から熊本県宮原に至る宮原線の敷設、請願第七百九号は、能勢電気軌道株式会社路線の延長であります。以上は国有鉄道の建設に関するものであります。なお、請願第七百九号は、山陰線龜岡駅を結ぶ路線の実現促進であります。

第三は鉄道のサービスに関するものであります。即ち請願第七百八十三号は、宮城県の大船渡線鹿折駅から鹿折村浜地先間に臨港線を新設して、背後地と気仙沼港とを結び、全面的利用の途を講じて欲しいというのであります。請願第八百四十五号は、東北本線尻内駅構内に跨線橋架設の要望であります。請願第千四十二号及び陳情二百十号は、中央線の急行増設、その他ダイヤ改正に関するものであります。請願第

千七十四号は五百五十一号問題であり、請願としてあるとし、
改善並びに論議題題願第十七号の昇格に關す
が高架線にならぬ無形の損害を
都市同様に高うのであります。

、東北本線與野駅、陳情は伯備鶴生山駅の駅舎の現状が狹隘であるため、駅舎の増築に関するもの、千七十五号は、二俣線の送力増強に関するもの、十六号は、釜石線平倉駅の現状が狭隘であるため、駅舎の増築に関するものであります。請願は、京都市内は国有鉄道架式に改めて欲しいとい

第七突堤建設に關する
おける外國貿易貿易場の不足によつて
で、第七突堤を建築するのであります。政
には着工の予定であります。請願第七百
三十号、舞鶴港附近の建築に関する請願。
されたのを機会に船舶出入
れたいというのであります。請願第七百
三十号、舞鶴港附近の建築に関する請願。

する請願。神戸港物取扱の現状が擾乱状態にあるといふのである。設せられたいといふのである。本年十一月、深浦避難港に指名された同港は避難港に指定され、港湾設備を完備せらるる港として運営されています。請願第十一号、深浦避難港が認可され、港湾設備を完備せらるる港として運営されています。

七十四号は、東北本線與野駅、陸橋
五百五十一号は伯驥線生駒駅の駅舎の
問題であり、いざれもその現状が陥穀
であるとし、駅舎の増築に関するもの
であり、請願千七十五号は、二俣線の
改善並びに輸送力増強に関するもの、
又請願第千七十六号は、釜石線平倉駅
の昇格に関するものであります。請願第
千七十七号は、京都市内は國有鉄道
が高架線になつてないため、有形、
無形の損害を受けているから、他の大
都市同様に高架式に改めて欲しいとい
うのであります。

第七次堤建設に關する外國貿易會場の不足によつて、第七次堤を建築するのであります。政
には着工の予定であります。請願第七百六十号、舞鶴港附近の建築に関する請願。
されたるを機会にれたいといふのであります。百二十号、舞鶴港出入
伝されて船舶出入一帶の關係産業がで、その善処を要ります。以上の請願
して審議の結果、認めました。
それから請願第上保安部に陸上無
願、請願第八百四
に対する施設充実の十三号、岩手県綾
信号施設設置の請
れも航海の安全、設施備を図りた
す。委員会におき
いづれも願意は妥
た。
次に、請願第十
要港湾復活に関する
法によつて重要港
かつたが、当港の
く重要港湾に復活
であります。政府
考慮し重要港湾に
中であるといふの
三十六号、巡視船

する講題。神戸港物取扱の現状が掲げ、混亂状態にある同港は避難港に指定される機雷問題に関する講題、請願第六百九号、小名浜線通信施設設置の請願、請願第八百一十九号、海難防止のための請願、右二件は、いよいよというのであるが皆無となり、同三件は、委員会に廻るが、その結果は未だ公表されておらず、現在も審議の結果を待つのであると認めます。

度の修理を定めらる。地主の請宣は、中間の船荷運賃は一本の運賃で定められて居るがため、距離に比例する等差運賃に訂正せられたいとの陳情があり、港、琉球間船荷運賃を距離に比例した単独運賃設定の陳情。現在日本と琉球間の船荷運賃は一本の運賃で定められて居るがため、距離に比例する等差運賃に訂正せられたいとの陳情あります。陳情第二百五十八号、仙台市霞月飛行場改修拡張に関する陳情。民間航空専用に伴いまして仙台市内にある当飛行場を早急に改修拡充の上を使用せられたいという陳情であります。以上請願一件、陳情三件は、委員会におきまして審議の結果、願意は妥当であると認めました。

以上の諸陳情は、いずれも審議の結果、願意を妥当と認めました。なんなく鉄道の新線建設につきましては、すでに第九国会におきまして本院において決議をいたしていところであり、委員会におきましては、鉄道建設予定線を初め、殊に工事に着手し、その後中止となつておるもの、又はその後の事情の変化によりまして必要と認めますものの建設はこれを促進し、交通網路を整え、産業の開発、文化の向上及び民生の安定を図るべきものとして、その願意を極めて妥当と認めたのであります。よつて以上諸陳三十一件、情陳八件は、これを議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採扱し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第四十九より第六十一までの請願、日程第七十及び第七十一の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 只今議題となりました請願及び陳情について、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。郵政委員長大野幸一君。

〔大野幸一君登壇、拍手〕

○大野幸一君 只今議題となりました請願及び陳情について、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。郵政委員長大野幸一君。

〔大野幸一君登壇、拍手〕

○大野幸一君 只今議題となりました請願及び陳情について、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。郵政委員長大野幸一君。

先づ簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願八件及び陳情一件は、第二回国会以来多数提出せられた請願陳情と全く同一趣旨のものであります。昨年十一月ドッジ氏から大蔵大臣に手交された書簡に基き、政府から政府資金の統合運用に関する資金運用部資金法案及びこれが関係法案が今国会に提出されておりまして、本請願の願意と背馳する措置がとられようとしているのであります。併し右のドッジ書簡は勿論国会の審議権を拘束するものではないとの政府の声明もありますので、本委員会は、曾つて第五回国会において本院が郵政省における運用再開の決議をなした事実と、保険年金事業の経営の本質に鑑み、これらを院議に附して内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

次に、郡山市に郵政省地方簡易保険

局新設促進の請願、郡山郵便局を郵政局健康管理特別局に指定促進の請願、郡山市に郵政省通信病院又は分院設置促進の請願、福島県小野新町駅前に簡易郵便局設置促進の請願、福島県須賀川の請願、大坂市此花区郵便局再建の請願、農産種苗のカタログ郵送料引下げの請願、農産種苗のカタログ郵送料引下げを關する請願、山形県醸醸村に郵便局設置の請願、郵便の日曜祭日配達止反対に関する請願、仙台地方貯金局縮小反対に関する請願及び陳情等であります。以上の請願及び陳情はおおむね郵政施設の改善、利用の増進等、郵政省の措置を要望する請願陳情であります。委員会におきましては慎重審議の結果、いづれも願意を妥当と認めて、これを採択し議院の会議に付して内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

〔総員起立〕

これにて午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時一分休憩

午後一時四十五分開議

局新設促進の請願、郡山郵便局を郵政局健康管理特別局に指定促進の請願、郡山市に郵政省通信病院又は分院設置促進の請願、福島県小野新町駅前に簡易郵便局設置促進の請願、福島県須賀川の請願、大坂市此花区郵便局再建の請願、農産種苗のカタログ郵送料引下げを關する請願、山形県醸醸村に郵便局設置の請願、郵便の日曜祭日配達止反対に関する請願、仙台地方貯金局縮小反対に関する請願及び陳情等であります。以上の請願及び陳情はおおむね郵政施設の改善、利用の増進等、郵政省の措置を要望する請願陳情であります。委員会におきましては慎重審議の結果、いづれも願意を妥当と認めて、これを採択し議院の会議に付して内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

〔総員起立〕

これにて午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時一分休憩

午後一時四十五分開議

○副議長(三木治郎君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

昭和二十六年二月二十七日
参議院議長佐藤尚武殿

衆議院議長鈴原喜重郎

この際、日程第一、昭和二十六年度一般会計予算、日程第二、昭和二十六年度特別会計予算、日程第三、昭和二十六年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔波多野鼎君登壇、拍手〕

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。予算委員長波多野鼎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十六年度一般会計予算
右は本院において可決した。

昭和二十六年度一般会計予算
右は本院において可決した。

衆議院議長鈴原喜重郎
参議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十六年度特別会計予算
右は本院において可決した。

昭和二十六年度特別会計予算
右は本院において可決した。

衆議院議長鈴原喜重郎

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十六年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。

〔総員起立〕

これにて午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時一分休憩

午後一時四十五分開議

に比べて百十九億円の増加、国立学校運営費及び育英事業費百七十一億円は前年度に比べて四十二億円の増加、地方財政平准交付金千百億円は前年度に比べて十五億円の増加となつております。この最後の地方財政平准交付金に關しましては、地方財政委員会が内閣に勧告いたしました交付金の総額は千二百九億円であります。内閣はこの総額を変更して、只今申しました千百億円といたしたのであります。

二十六年度において前年度に比べて減少を見ました主なる経費としましては、価格調整補給金が二百二十五億円四百十五億円の減少であります。国債入歳出共六千五百七十四億円であります。併し、これを前年度歳入歳出予算額六千六百四十五億円に比較いたしますと、七十一億円を減少いたしております。歳出予算の主なる経費について申上げますれば、先づ公共事業費千百五億円は前年度に比べて七十五億円の増加となつておりますが、二十五年度においては見返資金特別会計から公共事業費に百十億円が支出されましたので、実際は差引三十五億円の減少となります。併し二十六年度は、災害復旧事業費全額国庫負担制度の廃止によりまして、地方負担を含めた公共事業費の総額におきましては二十五年度に比べて百四億円の増加となる見込であります。次に政府出資及び投資関係経費七十七億円は、前年度に比べて五百二十六億円の増加となつております。次に一般会計より五百億円を繰入れるが、これは主として外因性賃金特別会計におきまする円資本の不足を補うます。よつてこれらの請願及び陳情はありますので、本委員会は、曾つて第五回国会において本院が郵政省における運営費五百五億円は前年度に附録に比較いたしましたためであります。次に、

社会保障関係経費五百五億円は前年度に比べて五百億円を減少いたしております。次に昭和二十六年度特別会計予算について申上げます。特別会計の歳入歳出予算額は、歳入一兆一千七百五十億円、歳出一兆二千四百五億円でありまして、前年度予算額に比較いたしま

して、歳入において八千八十七億円を減少いたしましたが、この減少の主なる理由は、従来の外債為替特別会計に代えて新たに設置されます外債資金特別会計におきまして、從來予算に計上されておりました外債為替の売買を歳入歳出外として処理する制度といたしたこと等によるものであります。

次に昭和二十六年度政府関係機関の収入支出予算總額は、収入四千五百五十六億円、支出三千四百十四億円であります。前年度予算額に比較いたしまして、収入において九千五百億円、支出において九千五百二十一億円を減少いたしておりますが、この減少の主なる理由は、各種公團の業務が廃止せられること等によるものであります。

さて本案の審査に当りましては、予算の国民经济に占むる地位を明らかにするという見地から、あらかじめ周到な計画を立てて、先ず予算をその経済的基盤との関連において検討いたしました。次いで、この基礎の上に立つて政策的な論議を盡すという方式で、終始計画的に審査を進めたのであります。二月三日、審査開始以来、委員会を開くこと三十一回、なお、このほか三月五日、六日の兩日には公聽会を、又十九、二十日の兩日には分科会を、更に二十二日には地方財政平衡交付金に関する小委員会を開催いたします等、審査の完璧を期するために最善の努力を拂つて參つた次第であります。委員会における極めて広汎多岐な質疑応答の詳細につきましては会議録によつて御承知を願うことといたしまして、ここでは、そのうち日米経済協力問題、物価問題及び地方財政平衡交付金問題の三

の具體化に伴い、昭和二十八年度までの三ヵ年間でやろうとした自立経済計画を、二十六、二十七の二ヵ年間に縮して遂行するというようなことが、それまで話は進んでおるわけではないとの答弁がありました。第四、日米経済協力態勢の強化に伴い生産規模の急速な或いは相当大幅な拡大が当然に要請されると思われる。それに関連して鉱需或いは輸出の増大、又それに伴う財金の需要増大があり、これらすべてに伴つてインフレーションの問題も考へられるのであるが、今後における財政金融政策はどうなるかとの質疑に対する回答では、はつきり答えない。こういう問題についてまだ具体的な問題に我々は接していないのであって、従つてそれによる生産の規模がどうなるか、資金の問題をどうするか、或いはインフレの關係はどうなるかといふ論議するのはまだ少し時期が早いのではないかとの答弁がありました。第

は、なお暫らく情勢を見た上で判断したい。物価については、できるだけ輸入を促進し、生産を増強することによって、戻るべく国内の物価が国際物価を上廻らぬように努力しておるとの答弁があり、第二に、国際物価が上るならば、それにつれて国内の物価も上るのであるが、それでも差支ないと考えておるか。又そうでないとすれば、どういう物価対策を用意しておるのかとの質問に対し、周東経済安定本部長官より、輸入原料の値段が騰貴すれば、これを原料として再生産され輸出される鉱工業生産品も当然に値上がりするが、国民生活に及ぼす影響は憂うるほどのことではない。併しながら食糧、衣料等の国民生活必需物資については、その数量の確保を図ると共に、価格についても適当な措置を必要とする。従つて物価対策としては、国民生活必需物資と然らざるものを見別して考え、前者については数量の確保手段と共に財政支出等による価格措置を考慮しているとの答弁がありました。

運賃の趨勢、小麦放定への參加がどうなるか等について見通しが付いてから、足りない場合には増額するとの答弁があり、又廣川農林大臣より、消費米価の引上げは影響が大きいので慎重に考えたい。又その半面、生産者たる農民にも迷惑をかけないようにしたい。はつきり二重価格とは申さないが、それに似たようなことも研究中であるとの答弁がありました。第四、補給金については政府は成るべくこれを外して行く方針であるにもかかわらず、燐鉱石についてだけは、補給金を考慮しているとのことであるが何故であるか。燐鉱石に限らず、物価を押える一つの政策として今後補給金といふようなものはどうしても増額せざるを得ないと思うが、政府は補給金制度についてどのような考え方を持つてゐるかとの質疑に対し、池田大蔵大臣より、原則として補給金は望ましくない。今までのような補給金は成るべくやめて行きたい、という方針には変りはない。併し補給金制度は絶対にいけないというのではない。そうして又その補給金についても、生産者価格の引上げを成るべく避けるという日本流のやり方もあるし、又生産者価格を高くして消費者のほうに補給金を出すというイギリス流のやり方もある。即ち燐鉱石に補給金を出すか、或いは補給金は外してしまつて肥料も米価も上げる代りに、消費者のほうに補給金を出すか、いろいろ考へ方があるわけで、目下検討中である。併し燐鉱石以外の品目については、補給金は考えていないとの答弁がありました。第五、最近における内外の情勢に鑑み、物価その他について統制は不可避と思われるが、統制

はどういう方法でやるか。弊害の多い官僚統制でなく、自主的統制をやるといつでも実際問題としてそれが可能かどうか。又統制の時期としては、早くやればやるほど効果が挙るのでないか。遅れれば遅れるほど災害が大きいのではないかとの質疑に対し、周東経済安定本部長官より、統制はでき得る限り避くべきものと考えておる。物価についても、上のからといって直ちに統制すべきものとは考えていない。併しながら重要物資については国際的な割当というようなことが起るのは必ずあるから、物によっては、用金を

もかかつておるようであるが、これをもつと早く且つ正確にやつて、國民に不當の負担を負わせることなく、而も公務員に對しても無益に犠牲を強いることのないよう努力すべきではないか。又それができないならば選れた細間だけ選つて給與を支給するような勧告すべきだと思うがどうかとの質疑に対する、できるだけ速かに集計しておるが、正確なる統計は決してすぐでできるものではなく、又スライド制をとることができない限り、必要な手續のかため勧告が遅れるのは止むを得ないと各答弁からつまとこと。第二、二十七点五

対しまして、地方財政平衡交付金増額方について適当な措置をとられたいとの強い要望の申入れがございました。本委員会といたましても、本件の重要性に鑑み特に慎重に審議を重ねましたのみならず、更に地方財政平 衡に関する小委員会を設置して審議の周到を期した次第であります。今、本委員会及び小委員会における質疑応答の主要点を申上げます。

第一、教職員を含む地方公務員の給与改善に必要な経費、即ち年末手当等給に要する経費、給與ベース改訂による改善(改定合意)及び各寸法推進の

の不足から事業の内容は変らざるを得ないだろうとの答弁がありました。
第三、厚生施設費補助その他、国策に伴う地方負担額の増加に対する
大蔵省の査定額は、地方財政委員会勧告額に比し十七億円の削減となつ
おり、このうち厚生省関係のものは、二億円もあるが、これだけ削減され
ても大した支障はないのかと質疑にあり、黒川厚生大臣より、国家財政上
むを得ないと想う。併し地方財政を考慮して、交付金の増額についても努力はして
るとの答弁がありました。

度予算は、すべての政治経済情勢から見ても、殊に物価關係だけから見ても、全く現実と遊離して、適正な執行が不可能となつてゐる。補正予算は出さないかの問題ではなくて、たゞ時期の問題に過ぎない。政府は直ちに予算を補正する意思はないかとの質疑に対し、池田大蔵大臣より、本年度予算が、その後世界情勢の変化により現実の事態と或る程度の食違いを予想されるに至つたことは事実である。併し、だからといって直ちに総合予算全般について補正するということは、予算編成の技術上からいつてもるべき策ではない。個々の補正是あり得るが、全般に補正するといふことは、やはりもう少し情勢を見極めた上で適當な措置をとるのがよいと考える。補正の時期はわからぬが、この予算で相当期間賄つて行けると思ふとの答弁がありました。

訂による増に対する大蔵省の査定額は、地方財政委員会の勧告額に比して、それれ五十億円、十七億円及び九億円の削減となつてゐるが、これで果して地方公務員の給與改善ができるかとの質疑に対し、地方財政委員会より、年未手当の支給や給與改訂を実施するためには、事業の継続へ、支拂延期等大な支障が起ることを免れないとの答弁があり、又天野文部大臣より、地主財政平衡交付金は一旦闇議できまつたことであるからいたし方はないが、機会があれば増額方努力するとの答弁がありました。

第一、失業対策事業費に伴う地方各担額の増加に対する大蔵省の査定額は、地方財政委員会の勧告額に比して十四億円の削減となつておるが、これが失業者の救済ができるか。又國庫から資材費を補助して失業対策事業の質的向上を図るといふ既定方針は実現できるかとの質疑に対して、労働省より、予定雇用人員年間を通じて一日平均六万七千人の数は減らないが、資材費

委員会の御告案は最近における物価情勢を考慮を織込んでないが、物価騰貴による予算の不足はどういうふうに賄うよりもかとの質疑に対し、青木地方財政委員会委員より、地方財政平衡交付金総額千二百九億円を認めてもらう必があるばかりでなく、予算補正の場には更にその上に物価騰貴に伴う増を認められなければ、地方財政の窮状は非常なものとなり、重大なる結果来たたずだろ。勿論地方団体として更に節約に努力する必要はあるが、以し独力での窮境を切り抜けること困難などの答弁がありました。

第五、二十六年度予算の補正に当り先ず地方財政平衡交付金を増額する想があるか。又起債の件を擴大するもりがあるかとの質疑に対し、池田蔵大臣より、補正予算に際し先ず第に平衡交付金を廃やすかどうかは約できぬ。又起債の件については相当力性があるが、これも年度の経過をしてからのことと、金額等も中止上げかるとの答弁がありました。

よつて小委員会は次の結論に到達

の不足から事業の内容は変らざるを保つ
ないだろとの答弁がありました。

第三、厚生施設費補助その他、國
策に伴う地方負担額の増加に対する
大蔵省の査定額は、地方財政委員会
勧告額に比し十七億円の削減となつ
おり、このうち厚生省関係のものは
二億円もあるが、これだけ削減され
も大した支障はないのかと質疑にな
し、黒川厚生大臣より、國家財政上
むを得ないと想う。併し地方財政平
交付金の増額についても努力はして
るとの答弁がありました。

第四、平衡交付金に関する地方財
委員会の勧告案は最近における物価
貴を織込んでないが、物価賃賃によ
る予算の不足はどういうふうに防う
もりかとの質疑に対し、青木地方財
委員会委員より、地方財政平衡交付金
総額千二百九億円を認めてもらう必
があるばかりでなく、予算補正の場合
には更にその上に物価騰貴に伴う増
を認められなければ、地方財政の窮
は非常なものとなり、重大なる結果
來たすだろう。勿論地方団体として
更に節約に努力する必要はあるが、以
し独力での窮境を切り抜けることと
困難との答弁がありました。

第五、二十六年度予算の補正に当り
先ず地方財政平衡交付金を増額する
想があるか。又起債の枠を拡大する
力性があるが、これも年度の経過を
に平衡交付金を廃やすかどうかは約
束大臣より、補正予算に際し先ず第
一回の審議に際し、池田内閣の立場
よりもあるかとの質疑に対し、池田内
閣大臣より、補正予算に際し先ず第
一回の審議に際し、池田内閣の立場
てからのことと、金額等も中止上げか
るとの答弁がありました。

たしました。一、昭和二十六年度地方財政委員会交付金の総額については、地方財政委員会の勧告額千二百九億七千五百円を妥当と認める。二、これはもとより最善のものではないが、差当たり必要な最少限度額の額であつて、内閣決定額に対しては百九億七千五百万円を増額することが必要である。三、なんかく年末手当支給に要する経費、給與ベース改訂による増及び教職員給與の級別格付基準改訂による増等については、特に地方財政委員会の勧告額を下らない増額が必要で、大蔵省の査定は不當である。四、地方債の増額は地方財政委員会の勧告通り二百七十五億円とすべきである。

この小委員会の結論は本委員会において過半数を以て賛成されたのであります。

大体以上のような経過を以て質疑を終了し、討論に入りました。先ず佐多委員より日本社会党を代表して原案に反対、次に一松政二委員より自由党を代表して原案に賛成、次に深川委員より国民民主党を代表して原案に反対、次に藤野委員より緑風会を代表して原案に賛成、次に東委員より第一クラブを代表して原案に反対、次に木村委員より労働者農民党を代表して原案に反対、最後に岩間委員より日本共産党を代表して原案に反対の旨述べられました。

かくて討論を終局し、採決の結果、本委員会に付託せられました昭和二十一年度予算案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

論の通告がござります。順次発言を許します。永井純一郎君。

〔永井純一郎君登壇、拍手〕

○永井純一郎君 私は日本社会党代表いたしまして、本二十六年度予算案に対しまして反対の意見述べるものであります。(拍手)

先ず私が最初に申上げたいことは、私どもがこの予算案を審議するに当りまして、国会議員いたしまして責任の重大なることを痛感しておつたのであります。それはなぜかと申しますと、この予算の大綱が決定した後に過ぎまして国際情勢並びに国際経済に激変が起きておると思われるからであります。そこで我々予算委員が当然求めらるべきところのものは、この予算を組むに當つて、政府は如何に国際情勢の見通しを付け、又国際経済の変化を予定されたかということであります。従つてこの大前提となるこの問題に対する我々の特に総理に対する答弁の要求は、切実なる而うしてはじめるものがあつたのでありまするが、総理は何らこれに対しても見識も思慮もなく、又誠意さえも認めることができなかつたのであります。「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり) というよりも、むしろ政府はこの根本の問題につきまして重大なふる誤謬を犯しておるがために、答えることができなかつたといふことが言えまするとも思うのであります。(「そうだ」

いわゆる十五ヵ月予算として組んでおつたと見られるのであります。而してそのときの編成方針といたしまして、即ち本予算編成の前提條件となる国民経済の見通しといたしまして、政府は、国民所得は大体一割程度増すであろう、物価は而して大体横這いを続けるであろう、従つて朝鮮動乱の予算面への影響は外為特別会計以外には直接的にはないであろうといたようなことを前提として想定いたしまして、そして、この基礎の下に、米価は六千一百円程度、給與は千円上げ、而して価格差補給金は食糧等に限つて、できるだけ少くするといつたようなことを本二十六年度予算の内容とし、この米価と給與と骨格といたしておるのであります。即ちこれらを通して政府の見通しは、朝鮮動乱はあつたけれども、内外の物価の動向は大体動乱前の趨勢をそのまま辿りながら生産力は増大していくであろう、従つて物価水準の不変にもかかわらず国民所得は相当程度増して行くという考え方を持つておつたと思われるのであります。ところが、ここに最も重大なるボイント、物価は大体横道にするであらうという前提が根本から崩れているのであります。即ち朝鮮事変直後を一〇〇とすれば、予算の大綱が大体きまつた十月が一二四、二月初旬で一四四、今日はすでに一六〇を突破しておるという暴騰振りであるのであります。又予算編成の基本をなしますところの米価にいたしましても、本予算案ではそのバリティ指數を一九五として計算をいたしておりますのであります。今日すでに一〇〇を遙かに突破いたしまして一一三〇にもの

達しようとしておるのであります。即ち政府は十五ヵ月予算編成当时において国連協力予算といったようなことを言いながら、朝鮮動乱が示唆するところの国際的客觀情勢の変化を非常に甘く見過ぎた感が深いのであります。(拍手)即ち輸入の困難、世界的な軍拡情勢のこういふ激変に伴いまして、遂にこの十五ヵ月予算是この根柢から今までなれども打つて崩れつあると言わなければならぬと思ひます。「それだけ」と呼ぶ者あり、(拍手)

以上のとく、根本的問題といなしまして、すでに本予算案が審議の対象となる価値さへもないものと申せなればならないと思うのでありますけれども、「ノーケ」と呼ぶ者あり更に組まれたところの内容について仔細に検討いたして見ますと、多くの矛盾と虚偽を含むものであります。私どもの到底贅意を表すことができないものであるのであります。即ち政府は本年度予算案の特色と称しまして、中心点、重点という四つほどののを出しておるのであります。その一つは均衡予算と財政規模の縮小であります。二つは減税と資本の蓄積の点であります。三つは民生の安定と文教の刷新であります、四つは国内自給度を高めるための生産の増大、特に食糧の増産の点であります。(その通り)と呼ぶ者あり、

第一のこの均衡予算と財政規模の縮小並びに減税の問題は一連の関係を持つと思われるので、これを一括して検討をして見ますと、先ず一般会計の歳出六千五百七十四億円という数字は前年度と殆んど同じ数字であり、何ら

財政規模の縮小をしたとは別に言えないとと思うのであります。このことは何を意味するかと言えば、今日の情勢下、すでに歳出面において、公共事業費を初め、財政資金による投資や出資によりまして産業の育成合理化或いは経済基盤の充実等を図らなければならぬのであるし、更には公務員の給與改善或いは社会保障制度審議会の勧告に基く社会政策費の増加等、必要不可欠のものが多数あることを意味するのであります。従つて、財政規模の縮小はせずに置いて、一方におきましては減税という公約を果すために減税を相当しなければならないという羽目に政府は陥つたと見られるのであります。即ちこの二つが両立するはずはないのです。その証拠には、ここにもおいでになるところの農林、建設、大蔵、安本の四大臣は、この予算編成當時におきまして長い間論争をやつております。何について論争をやつたかといえば、公共事業が減税かという題を掲げて長い間論争をせられていました。併し政府は遂にこの問題を解決したと見えまして、この議会に予算案を提出して来ておるのであります。ところが、この解決の内幕を覗いて見ますると他愛もないことであります。が、これには意地悪くも但書を付けてあります。即ち税法上の減税であります。尤もこのことにつきましては一般世間のほうがよく承知しておるのでもりまして、世間ではこれを水増し政策と称しております。米の供出以来政府

の奥の手といたしまして国民が広く承知しておるところであります。即ち政府が最初九月に発表いたしました歳出総額は五千九百八十億であつたのであります。ところがその後一挙に五百九十四億を増加いたして参りまして、国会に提出して來ておる額は六千五百七十四億となつておるのは御承知のことろであります。而うしてその増加の内容は御承知の通り外為特別会計初め貿易金屬特別会計等へのいわゆるインベントリー・ファイナンスがその大部分であります。ここでいわゆる均衡予算の一挙にして破れ去りまして、遂に我々の言うところのいわゆる超均衡予算となりおおせこしまつておるのであります。而も一方では右のごとく一挙に約六百億近いところの経費増を組み込みながら、他方では、地方選挙が近付いたためかどうかは知りませんが、公約の減税をしなければならぬという羽目に陥つておるのであります。そこで政府は遂に歳入に、税金に手を付けたと見られるのであります。即ち当初発表した租税收入よりも約五百六十億円も大きく稅收を机の上で見込んだと思われるのであります。即ち五百六十億円を増加して、本国会に出しました稅收は四千四百四十五億という數字を国会に提出して来るに至つておるのであります。即ちこれだけ余分に租稅收入を増すため、國民所得を水増ししまして辻褄を合せたというに過ぎないのであります。こういう内幕を知りますと、大幅減税も誠に頼りのない單なる水増しであつたと言わなければならぬのであります。要するに本年度の予算といふものは、財政規模の縮小ではなくて、他面公約の減税のためになりやうに国

民所得に水増しをやつただけの、全く事務上の計数いじりに終つておると、わざざるを得ないのであります。(拍手)
「縮小されておる」と呼ぶ者あり)

次に第二の点であるところの資本の蓄積と民生の安定の問題について見てみます。蔵相は財政演説においても資本の蓄積について力説しておられるのである。それはそれでよろしい。いたしまして、問題は、政府の意図している資本の蓄積は単に法人企業等の生きな資本企業を大体の目標として考へておるに過ぎないと思われるのです。(拍手)即ち法人企業の資本蓄積の促進につきましては、積立金課税の廢止を初め、種々至れり尽せりの厚遇をいたしておりますのであります。これに關して政府は、産業の復興、経済重建のため、國民は徒らに租税の公平理諭論にのみ囚われるなどということを戒めにおつかぶせて言つておるのであります。私どもの考えでは、一方國民一般の民間資本の蓄積を図ることこそ重要であり、経済民主化の線にそれこそが沿うものであると考えるのであります。が、「その通り」と呼ぶ者あり) 本日宣傳論には確かにばかりの中小企業融資なり林漁業への特別融資等の財政資金の供給以外には、何ら中小企業、農業等に対するその資本蓄積を促進する施策はなく、全く等閑に付されているのであります。(「わからないのだろう」と呼ぶ者あり) これらの大衆企業者の經營の合理化等は夢にも考えられない。即ちこれらの大衆企業者の經營の合理化は殆んど考えることができないといふ状態が今日の状態であります。(「もう少し勉強しろ」と呼ぶ者あり、拍手) 而もかくのごとき状態に置きながら往

らに租税の公平理論に囚われる」となどと申すに至りましては、中小企業者に対する暴言や、「それは社会党だ」と呼ぶ者あり前国会にわたりて、宣者は米を食い、貧者は麦を食つて、食習慣を古来の風習に返せと云つた(拍手)あの非近代的な政治感覚、お話にならない古い考え方を、地方選挙があることでもあるし、表現を変えて言つたものと断ぜざるを得ないのです。〔それが社会党だ」と呼ぶ者あり)即ち農民や中小企業者にとどまらず、資本の自己蓄積どころか、未だ税が生活費を食い込んでおるのであります。農家に例をとつて見ますと、ならば、蓄積の源泉はいわゆる農家経済の余剰に求められるのであります。が、この余剰から租税公課が支拂われ、その残余が純蓄積分として順次累積されて行きまして、家畜や便農機具或いは土地改良等にも投資され、合理化生産、拡大再生産へと進むことになります。この点であります。一方、政府のデフレ政策の重圧を受けまして二十四年度から急激に悪化いたしまして、一万四百円の赤字となり、二十五年度はこれを更に大幅に上回ろうとしておるのであります。このことが、如何に農家の資本蓄積が困難であるかといふよりは、むしろ不可能であることを示しておると想うのであります。中小企業者又これと揆みますと、一にしておるのであります。而して政府は資本の蓄積と民生の安定とを大きな看板として掲げておりますが、この看板には偽りがありますと言わざるを得ないと思うのであります。(拍手)政府の施策におきましては、この資本の蓄積と民生の安定、国民生活の確保の一

つを両立させることは不可能であります。否むしろ卒直に申し上げて、國税と地方税の並行化はできないという結果になると思ふのであります。「その通りだ」と呼んでおられる方税を通してかくのごとき一方的資本主義が強行されつつある今日であります。即ち、すでに、現に國税、地方税を通じて見ましても、税務署や県の税課の差押実用のトラックが走り、農田や中小企業者の心胆を寒からしましておられます。即ち、昨日、町や村に諸君が行なれておられたのであります。心ある人々をして頭攻の世の中かなと歎かせており、外國の軍事的防衛は足下から崩れ、と云ふと音をたてて崩れつつあるといふと氣付かないトすれば、誠に愚の骨頂と申さなければならぬと思ふのであります。(拍手)

善、年末手当関係費用の日積りにおいて、政府案と地財委案との間に大きな違いがあります。而してこの食い違いの原因には二つあるのです。それは新規増加人員数の違いと引き上げ単価の算定方法の違いであります。後者の引き上げ単価の算定につきましては、若しこれに誤まりを犯しますと、実際上待遇改善ができないことがあります。従って、文教刷新上重大なる支障を来たすこととなるのであります。（その通り」と呼ぶ者あり）即ち、実際上待遇改善をなさんとすれば、職種別の実支給額を基礎といたしまして、教職員の場合であれば格付基準の改訂による増加分を加え、更にこれを七九八一ペースに基く新俸給表に切り替えて、引上げ單価を出すべきであるのに、政府はただ旧給與に一律に千円を加えたものを算定の基礎とするといったような、實に杜撰極まる計算をいたしておるのである。（余り悲しい声を出すな」と呼ぶ者あり）又五十億も大きく開いておりまするところの年末手当のこととは、全く政府でこれを見る気持がない、窮屈な地方財政に全く押し付けておられるといった投げやりな大蔵省の態度が見えるのであります。このような結果が結局どういうことになるかと申上げますと、今日各府県の二十六年度当初予算はすでに編成されておるのであるが、それによれば到底給與の改訂などは不可能であつて、究極のことろ、人員を整理するか、府県の事業を縮小するか、或いは給與の改善をやらなければならぬ、これらのいずれかになる裏があるといふやうな事態を引き起しているのであります。すでに一部の府県におきましては、この府県の二十六

年度の当初予算をめぐってこた／＼を起している実情であります。

な問題は義務教育についてであります。

るが、憲法はその二十六條に義務教育は無償とする、という規定をしておるのでありますから、いじめ現政府の二二〇、

平和憲法の中心をなすところの戦争放棄であるとか非武装といつたよくなこ

ういう條項についてもはつきりしない
くらいであるから、憲法に義務教育に

ついて無償と規定しておりますが、これを少しも尊重しないのかも知れま

せんが、少くともこの規定を尊重する
といったしますならば、教科書代である

とか、教材費くらいは国庫が当然全部負担するにしなければならないと思うのであります。(社会党は河もやつ

の（おもむき）で「本多（ほんた）君（くん）は、何（なん）でないじやないか」と呼（よ）ぶ者（ひと）あり）と、上（うえ）方が（が）僅（すこ）か一年（いっしん）生（なま）の教科書（きょうがしょ）の一部（おほく）を見（み）

るに過ぎないのに、これを藏相のことく如何にも手柄顔に吹聴されますの

は、むしろ我々には奇異の感に打たれ
るのであります。〔社会党内閣は何を

したか」「それよりいいじやないか」と呼ぶ者あり)又六三建梁費にいたしま

しても前年より一億の減という始末である。今日の六三制実施の状況は、二

教室まである実情であります。ために不就学児童の増加を来たしまして、延

いて青少年の不良化を来たしている悲しむべき実情であります。〔社会党は

何をした」「黙れ」「うるさいわね」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

然るに政府はこの義務教育に対して殆んど熱意を持つておらないのであります。

第四番目の特色として、政府は国内

金やインベントリー・ファイナンス等々、およそ二千億近いところの予備的な経費が存在するのであります。これは前年度においては債務償還費がそういう予備的な役割を果して、警察予備隊、海上保安庁等の経費に移用されることは御承知の通りであります。本年度も又このよくな不生産的支出が行なわれるのであれば、そこには又相当のインフレ要因が内在するということになります。我々国民としたしましては予盾となり、ときに私どもは、かくのとき予算の組み方に不適から反対せざるを得ないのであります。即ち私どもは、今日の情勢下においては平和と国民生活を確保するための積極性による予算に根本的に組み替えるべきものであると考えるのであります。(拍手) 即ち今日の場合、大衆の苦しい生活は廃止し、輸入促進の方法は他に求めべきであるし、又農林漁業特別融資、住宅金融公庫、国鉄車輛増産のための貸付、輸出銀行の出資等々は、見返り金から出せるでありますし、又設備費等は終戦処理費から工面ができるであります。 (拍手) このような工夫をいたしましたれば忽ち千億程度の財源は出て来ると思うのであります。(時間だ) と呼ぶ者あり) これで六・二制の完全実施、給與改善、農業対策、中小企業の振興対策、地方財政平衡化、付金対策等、相当今日の情勢に適合した平和と国民生活維持の合理的且つ極的な予算の編成ができると考へるのであります。(拍手)

四六八

年度予算案を纏括して一口に言ふならば、これを眞く一つの原則は上に厚く下に薄いものであると言えるのであります。即ち最初に申上げました通り、本予算案の骨格は、労働者農民を踏み合とするところの低米穀であり、低質金であり、又中小企業者を犠牲とするところの集中生産方式の採用であります。我々労働者、農民、中小企業者等、働く労働大衆が占領下の苦しさに堪えて、忍びがたきも忍んで来たのは、いわゆる經濟民主化を達成しようと思ひ、且つこれを達成することができることと思つたからであります。(選挙演説など)呼ぶ者あり)即ち講和の曉には、我々のみずから手によつて作り出される我が國の經濟社会は、都市におきましては中小企業者と多くの中小の株主であり、「街頭でやれ」と呼ぶる者あり)地方におきましては自作の耕作農民が中心となつて經濟社会が構成され、従つて國家の經濟諸政策の根幹は、これら(時間だ)と呼ぶ者あり)人々を中心として、我が國の產業經濟の發展、貿易の伸張を図ることでなければならぬと考へておる次第であります。(常識がないと呼ぶ者あり)然るに何ぞ、政府は經濟の復興が順次行われるや、これに便乗いたしまして、農地改革については前年ボ政令で以て農地の譲渡並びに価格につきまして逆行の線を辿つております。又昨今は、政府は特禁法の緩和等について極力努力しつつあるところを見ても明らかでありますと共に、政府が經濟政策の基本として昨今作り上げましたところの經濟自立計画のごときは、明らかに独

占形態への移行を意図するものであり、更にこれが進んで近き将来具体化するであろうところの日米経済協力の線を決定的なものとするであろうといたします。(拍手)かくのごとく見ますときには、本二十六年度予算案は明らかに反経済民主化への一途を辿らしめておるものであると見られるのであります。我々が断然これに反対せざるを得ないところであります。

以上の理由によりまして、私はここに日本社会党を代表いたしまして、「わかつた」と呼ぶ者あり(本予算案の根本的「賛成」だと呼ぶ者あり)組替えを要求いたしまして、反対の討論とする次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 山本米治君。

〔山本米治君登壇、拍手〕

○山本米治君 只今議題に上つておりますところの昭和二十六年度予算案に對し、私は参議院の自由党を代表いたしまして賛成の意見を表明するものであります。(拍手)もとより併し、如何なる時代、如何なる政府といえども、あらゆる観点から満足なる予算といいうようなものは組めるはずがない。(馬鹿を言え)「白状したな」と呼ぶ者あり)いわんや今日のことと複雑な国際情勢下においてそれは非常に困難でありますので、私が只今賛成と申しましていのであります。(遠慮するな)と呼ぶ者あり)

元来、一国の予算は国民經濟のあらゆる分野と密接な繋がりを持つておる

ものであります。政府は新年度予算案に對し、総合均衡的な規模の縮小その他二三の特色を擧げておるのであります。角度からこれを行なうことができるのです。こういふ観点から果してその通りになつておるかどうか、「なつていいない」と呼ぶ者あり)といふことも批判する事もできます。時間が都合もありますするし(笑)、「時間はある」と呼ぶ者あり)私はむしろ端的に、過般來予算の審議におきまして特に問題となつた觀点からこれを討論して見たいと思うのであります。(政府が迷惑だ、君の賛成は「大臣が頭をかいているぞ」と呼ぶ者あり)

今次予算案の審議過程において、予算に直接関連して最も問題となりました点は、予算と物価情勢との關係、換言しますならば、いわゆる予算と物価とのズレの問題であつたろうと思ひのあります。即ち曰く、この新予算は昨年の十月頃の物価を基準として作られておる。(「お先真暗だ」と呼ぶ者あり)然るにその後、物価は相當上昇しておるのみならず、又今後も更に上昇するであろうから、この予算案はもはや客觀情勢とズレておる。使いものにならないから根本的に組み直せ。若しくは廻上するというような議論でありました。(「当り前じやないか」暴論だよ」と呼ぶ者あり)成るほど朝鮮動乱の勃発以来、物価は相當に上昇しております。殊に生産財において上昇の傾向が甚だしいであります。併しながら、そもそも予算を編成せんとする以上、或る時期を画しまして、それを基準とする以外に方法は絶対にない。勿論その後、物価は変動するであります。

よう。併しその見通しは誰にもわからぬのであります。〔馬鹿を言え〕大臣はわかつておると言つたじやないかと呼んでゐる現にすつと上昇の一途を辿つて参りました国際商品が、最近におきましては、ここもと頭打ちをして、物価反落の場合に対する保証業者が要求しておるのであります。又先般来民間の備蓄輸入の問題と関連いたしまして、物価反落の場合は、業者が要求しておるのであります。が、若し上るときまつておればその必要は全然ないのであります。このように今日の情勢におきましては、如何に今日物価の先行き見通しが困難であるかということを、これは例証するものだと思うのであります。もとより一般情勢から観察しますならば、なお物価の先行きは上る、じり高であると見るのが常識であるかも知れません。よろしい、それを承認しましよう。併しそれにいたしましても、今後半年なり一年なりの間に、果して二割上るか、三割上るのか、或いは五割上るか、二倍になるか、誰がはつきりこれを確信し得ますか。こういう情勢におきまして、或る基準時に對し例えば二割増して、予算を組むということは却つて根拠がないのであります。その意味におきまして、私は現在この予算を組むべきでないかと思ふのは、むしろ一定時期の経過後、その後に果して客觀情勢が眞に要求する程の度の物価上昇が現実になりまして、單に單純にこれに応じて予算を増加するという態度を是認すべきであります。更に申しますならば、或ましようか。それは取り直さずイン

フレに対する屈辱であるのみならず、却つてこれを助長するやうでもありますので、我々はこの際多少の物価上騰があるうとも、できる限り予算を増額せしめないで、むしろ財政をしていくべきだらしめよ」と、ソフレに対するブレーキたらしい意見を述べた。物価とのズレの問題はあらゆる支出項目についてあるわけですが、桂に例えれば、公共事業費の問題であります。新年度予算は千一百五億であります。本年度に比べ七十五億の増加、又地方負担をも加えますと、公共事業総経費は千六百七十一億円であります。さて、本年度に比べ百四億円の増加となつております。ところが、こんなことではとても足りない。これを増額しなければ、桂は到底予定の事業は遂行できないという批判があります。成るほど予算編成當時の単価に若干のゆとりが見込まれたといふことは、事業量を減らすなりしなければならないのです。それ以上大幅に上昇するなら、計画通りの事業の遂行はできませず、従つております。併しながら先ほども申しました通り、物価の前途は予断を許さないのを予算を増額するなり或いは事業量を減らすなりしなければならないのです。これに応じて予算を増額するばかりが能ではありません。場合によりましては事業量を若干減らす余地も絶無ではありますまいし、又いよいよこの場合には補正予算を提出さればいいのであります。ただ最近の物価情勢だけから見て今直ちに予算を訂正せよとかいうがこときは妥当でないと思うのであります。ヤバ板に訂正して見たところで、それで一年間又々訂正する必要が起らないと誰が保証できましようか。(給與ベーコンはどうした)と尋ねる者あり)

更に同列の問題であります。が、価格調整費即ち補給金予算の問題であります。その金額は二百二十五億円であります。まして、輸入食糧のみを対象とすることになつておるのであります。が、輸入食糧の予算単価と現在の実際輸入価格との間ににはすでに相当の幅があるのみならず、この幅は更に今後一層拡大されであるから、三百二十万トンの食糧輸入が計画通り行なわれますならば、これでは少くとも、二百億ほど足りないであります。こう言うのであります。が、この議論に対しまして、政府は、近く国際小麦協定に入る見込であるから、これによつて相當安い小麦を買えることができるのみならず、又日本船の使用によつて船賃も安くなるであろうという答弁をしておるのであります。それはいずれも見込である、希望であると称するならば、それならば今年度の年間を通じたこの予算上の基準價格といふものが、果して今後のものよりも低いということ、これ又見込だけの問題であるうと思うのであります。更にこの点は、これは事実そうなつては困るのでありますけれども、食糧の輸入が三百二十万トン実現するかどうかさえもこれは将来のことであります。が、はつきり言えない事実であります。勿論大事をとるならば、価格調査費を今少し多く見込んで置くといふことも或いはいいかと思ひますけれども、只今申しますように、今日の物価の前途はわからませず、又情勢の発展如何によりましては価格調整費そのものを再び海上に乗せるという時期が来るやも知れず、要するに今日の事態は目まぐるしく動いておるのでありますから、單に目前の多少の物価の上騰のみから、この金額に手を齎ける、変えるといふ必要はないと思ふのであります。

新年度予算において、インフレの立場から私が最も注目しておるのは、一般会計から外貨為替資金特別会計への五百億円の繰入れ、即ちいわゆるインベントリー・ファイナンスの問題であります。「その通り」と呼ぶ者あり政府の見積りによりますと、昭和二十六年度における国際收支は外貨の受取四億六千万ドル、支拂十三億八千一百万ドル、差引き受取超過七千八百万ドルであります。これに日銀の外貨貸付制度の関係等を加え、外貨為替資金特別会計における円資金の不足見込額は五百億円、これを一般会計から繰入れようといふのであります。諸般の情勢、特に貿易外の収支等の見込等を総合いたしますと、年間を通ずる外貨の受取超過がこの程度でとどまるかどうか、もつと多くなりはしないかといふ疑いがありまして、若し多くなるとするならば五百億の繰入では足りない。この点からインフレになる懸念があるのです。無論、輸入促進等に対しまして全力を盡さなければなりませんが、それにいたしましても、過去数カ月の推移その他の事情から見まして、今後貿易インフレこそ私は最も警戒を要するところだと思うのであります。現に今年度予算の場合におきましても、当初は政府資金の引揚超過約一千億近くを見込まれておつたのりますが、警察予備隊の関係もあるにせよ、主として貿易の関係から、逆に大七百億円の支拂超過が見込まれております。即ち差引一千数百億円の違算を生じておるのであります。然るに何ぞや、あたかも政府に対して声を大にしてインフレを警戒しておるところの諸君が、このインフレーリー・ファインナンスの五百億円を削除して、これを他の用途に使おうといふのである。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

そうして外為資金における不足資金に日銀の通貨増発によつて賄おうというのでありますから、その矛盾たるや実に呆れ返つてものが言えない。曾つて第一次大戦当时、政府は合計十七億円、今日の金にしますならば、恐らく數千億円の財政資金を使つて輸出超過によるところの外貨を買上げた。それにもかかわらず、なお、貿易インフレが防ぎ切れなかつた。この事実を想起する必要があると思うであります。

（「忘れたか」と呼ぶ者あり）

なお、地方財政平衡交付金一千百億円の問題につきましては、予算委員会の小委員会におきまして、地方財政委員会の勧告額一千二百九億、これを安當と認めるという結論を出し、「その通り」と呼ぶ者あり) そうして予算委員会にこれを付議したのであります。その採決に当りまして、我々は（賛成と呼ぶ者あり）今直ちに予算の変更を行ふとか或いは将来行うことあるべき予算編成に当りまして金額的の制約を加えては困るという、こういう立場から我々は反対したのであります。が、政府も、小委員会の結論は、その精神においても毫も反対するものではなく、できる限りその趣旨に副うようにならぬ努力を盡すとはつきり申しておるのであります。この意味におきましては我々も全面的に賛成なのであります。

（「よし／＼」「忘れるなよ」終戦処理費もお願いしますよ」と呼ぶ者あり、笑声）

次に歳入面におきましては、政府はかねて減税に対し異常な努力を拂つておるのであります。昭和二十四年度並に昭和二十五年度に亘る定期的な減税に引き続き、今回も又七百四十三億の減税を予定しております。ところが、かねて、いわゆる税法上の減税に対し、それは減税でないという議論も行われ

ておるのであります。が、「その通り」と呼ぶ者あり)これは甚だ奇怪なことあります。(笑声)「地方税を忘れたのか」と呼ぶ者あり)論者は、税法上の減税があつてや、物価騰貴等によつて生活が楽にならないから減税ではない、或いは税の絶対額が減らないから、減税でないなどと申しておるのであります。が、これは中学生の場合にもあるます。じき観念の混淆と言わねばならないのであります。「何を言うか」「そうだと呼ぶ者あり、拍手)勿論、インフレとともにれば、税金は只になります。我々の生活は苦しくなると思ふのであります。それだからこそインフレ防止が必要であると思うのであります。(程度の問題だよ」と呼ぶ者あり)こんな理窟がわからないはずはありません。せんので、恐らくこれは嫌がらせの議論であると思うのですが、「その通り」と呼ぶ者あり)それはともかく、率直に言つて、我が国の税金は、「高い」と呼ぶ者あり、笑声)政府の数次に亘る減税にもかかわらず、今なお高いのであります。(笑声)誠に今日の日本におきましては、減税以外に善政はない。と、こう言つても過言ではなく、この意味におきましては、「高い」と呼ぶ者あり)現政府がかねて減税を最大目標の一つとして勇敢に邁進して参つたことは、誠に我々は多とするものであります。(何を言つてゐるか)と呼ぶ者あり)

であります。政府は昭和二十四年度以來、総合予算の均衡を図りつつ、そろそろして、その規模の縮小に努めているのであります。併し、國民所得に対する財政上の收支の割合は漸減しておるのであります。それだからこそ減税ができたのであります。誠に結構なことであります。但し、國民所得に対する財政上の割合は漸減しておるのであります。それが、懲を申しますならば、昭和二十六年度予算案のこときも、もつと圧縮すべきかりしものと私は思うのであります。(地方税はどうした)どこを圧縮するか」と呼ぶ者あり然るに予算審議会における議論を聞いておりますと、あれも足らない、これも足らない、あわらも殖やせ、これも殖やせ、こういう言葉ばかりであります。「余り少いからだ」と呼ぶ者あり不思議なことに、なつたことに一つの例外があります。これは要らないから全額削れとおつさる。何かと申しますと、あたかも増額の必要こそあれ絶対に削つてはならないところのインベントリ一五百億円であります。こういう見当違ひの議論を除きましては支出を再検討せよといふ声はないであります。それでいて、一方、税金は高い、減税にはつながないところのインベントリ一百億円であります。こういうことをいつにまとめて申しますと、どういうことになるか。(選舉区へ行つてやれ)「その通り」と呼ぶ者あり、笑声)もつと少く取つて、もつと余計に出せ、「取る程度がある」と呼ぶ者あり。誠に結構な御意見であります。が、「取り方が違うのだ」と呼ぶ者あり。同時に又、これ以上の非論理、不合理はないのであります。正直なども、さすがに敏腕の池田大臣(衆院)も、(衆院)財政上の魔術、財政上の手品

官報号外

昭和二十六年三月二十九日

○第十回 参議院會議錄第三十二号(その二)

○議長(佐藤尚武君) 櫻内義雄君。

〔「しつかりやれ」と呼ぶ者あり〕

〔櫻内義雄君登壇、拍手〕

○櫻内義雄君 私は国民民主党を代表いたしまして、只今議題に供せられております昭和二十六年度予算案及びそれに関連する諸案件につきまして反対の意思表示をするものであります。(拍手)

先ず第一に指摘いたしたいことは、朝鮮動乱を契機といたしまして、占領管理下にある我が国の美質的な立場は著しく変動したのであります。特にダレス特使が一月二十五日、訪日的第一声として、日本は相談すべき相手であり、戦勝国によつて支配さるべき被征服國でないと言われたことを想起し、かかる見地に立ちまして予算案を検討いたしたのであります。委員会において講和に関する幾多の論議が行われましたが、現在の情勢下にあつて、我が國の安全保障については、総理も言われることと、財力を考えて自衛すべきであり、間接的侵略から自國を守るために治安の万全を期すべきであるから、直接侵略に対抗するには地域

的集団安全保障の方針をとるべきものであつて、国連に安全保障を求めるところは、国連に對し義務を負うべきものであり、且つ国連加入以外の安全保障は米国との提携によらざるを得ない立場となると考へるのであります。

予算案に現われております終戦処理費一千二百七十七億円、予備隊経費百六十億円、海上保安庁経費五十五億円、計千二百四十二億円は、歳出六千五百七十一億円に対する10%以上の大きな困

民負担であります。政府の言う実質的な費用なりとせば、單なる占領費と治安維持費ではないのであります。占領費に伴う自衛費と治安維持費を明瞭化され、戦災を受けた生活困窮者が明らかでないということは、多くの犠牲者の難なる家庭の数、或いは原子爆弾の被害や戦災を受けた生活困窮者が明らかでないことは、多く犠牲者の

かたぐりに対しまして誠に申訴ないと存するものです。現在は御承知の通り、司令部の指令に基きまして、これら犠牲者が特別の取扱を受けます。更にこれらの歳出を真に国民のための費用と治安維持の費用、朝鮮動乱に伴う費用と明確に区別するならば、その前提といたしまして戦争犠牲者に対する援助を十分にいたさなければなりません。この生活扶助費を受けております数は三百三十三万二千人に及んで

十億円くらゐの援助費を計上いたしましたことはございまして、我々としては、推定できますところのこれらの

おるのとおりですが、この中に含まれて、推定できますところのこれら戦争犠牲者に対する援助を十分にいたさなければなりません。この生活扶助費を受けますのでございまして、これらの戦争犠牲者が明らかでないということは、誠に残念おるのとおりですが、この中には含まれておられます。更に現在抑

し、かかる見地に立ちまして予算案を検討いたしたのであります。委員会において講和に関する幾多の論議が行わ

れておりまして、これらの戦争犠牲者が

明瞭化されないといふことは、誠に残念

おるのとおりですが、この中には含まれておられません。このうちの生活困窮者は百四十万人であります。このうちの生活困窮者は百四十万人であります。直接侵略に対抗するには地域

であり、戦争未亡人は五十万であると

あります。これは全くの概数であります

であります。これらは全ての概数であります。これは全くの概数であります。

予算案に現われております終戦処理費一千二百七十七億円、予備隊経費百六十億円、海上保安庁経費五十五億円、計千二百四十二億円は、歳出六千五百七十一億円に対する10%以上の大きな困

民負担であります。政府の言う実質的な費用なりとせば、單なる占領費と治安維持費を明瞭化され、戦災を受けた生活困窮者が明らかでないことは、多く犠牲者の

かたぐりに対しまして誠に申訴ないと存

するものとおりですが、この中には含まれ

ておらず、これらの戦争犠牲者

に対する援助を十分にいたさなければ

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

は二万九千五百十三件、又軍人以外の

ましては、鐵鉱石三百五十七万トン、強粘結炭百七十四万トンの輸入計画の遂行が必要でございますが、船艤との関係、或いは輸入先を睨み合せるならば、これが可能性は幾多疑問があるのあります。その上、從来香港や中国で買付けておりましたこれらのは、主としてアメリカから買付けなければなりません。然るが故に、価格におきまして香港や中国から鐵鉱石は十二ドル、強粘結炭は十二ドル三十三セントで買付けておつたものが、鐵鉱石のほうは、アメリカにおいて二十ドル、マレーにおいて十八ドルであります。

電力や海運に百五十億円と百十五億円
五十四億円の内容が含まれております。
す。又、私企業施設三百五十億円中、
そのあります。資金運用部資金は、翌
年度への繰越四百三十億円であり、運用
資金として起地方債の枠を地財委の勧
告通り四百億円を五百八十五億円にする
ことは、さして至難でないと考えます。
大に外為替会計の五百億円繰入れにつ
いては外為の受取超過二百八十億円
と日銀ユーチャンスによる資金不足分と
で五百億円見込み、通貨戻帳、即ちイ
ンフレ防止の一策としてとられる措置
であると言われますが、我が党從来の
主張通り、これは日銀借入金による金
融操作に行くべきであり、インフレ防
止については輸入に対する積極政策を
とつて外為会計の收支バランスをとら
せるのが、現下の日本の置かれておる
状況から当然であります。「その通り」と
いふ者があれど輸入に必要な金融を
ついては正常なる金融操作によるべき
であります。この五百億円を財源とい
しまして、他の一層効果ある、緊急な
対する無策をカバーすることは反対で
あります。この五百億円を財源とい
て、國民の血税によつて輸入に
地方財政委員会の勧告通り平衡交付金
を千二百九億円とすべきを主張するよ
のであります。

○藤野繁雄君 反対の意思表示をするものであります。(拍手)
〔藤野繁雄君登壇〕
○藤野繁雄君 只今議題となつております。

これが波及して国内価格の高騰を招来しておりますが、これがために、この予算編成当時の予算単価と今日の物価との間には相当大幅な開きを生じておりますが、これがために、この予算編成当時の予算単価と今日の物価との間には相当大幅な開きを生じておりますが、

府は近く予算の補正を行い、その実現につき最善の努力をすることを強く期待するものであります。

質疑を通してたび々言われたところ
であります。そこで私は、大蔵大臣が
五回の予算編成のうちで一番満足され
ているといふ今回の予算案を説明さわ
るに当つて本予算の特色として誇示さ
れている事項がありますので、それにつ
いて述べます。

年のあります。資金運用部資金は、翌年度への繰越四百三十億円であり、運用資金として起地方債の枠を地財委の勧告通り四百億円を五百八十五億円にすることは、そして至難でないと考えます。次に外為替会計の五百億円繰入れについて、外為の受取超過二百八十億円と日銀ユーバンスによる資金不足分とで五百億円見込み、通貨膨脹、即ちインフレ防止の一策としてとられる措置であると言われますが、我が党從来の主張通り、これは日銀借入金による金融操作に行くべきであり、インフレ防

ます。昭和二十六年度一般会計予算、同特別会計予算並びに政府関係機関予算に対し、私は緑風会を代表し、次のことを要望を付して賛成いたします。

緑風会は昭和二十六年度予算について、その編成の根本方針並びにその実施の途上において惹起すべき支障等に關して重大なる危惧の念を抱くものであります。が、本予算が年度内に成立を必要とする事情止むを得ざるものあると考え、これに賛成するものであります。「それじや反対じやないか」と呼ぶ者あり)

の、ことき本予算の非現実性について、は、政府も十分そのことを認識しておられるはずでありますから、この際、補正の必要を率直に認めて、その補正方針を明らかにすることが、政府の当然の責任であると思考せられるのであります。然るに政府はこれについて何ら明確な見解を示さないことは甚だ遺憾であります。政府は速かに全予算に亘つて慎重な検討を加え、現実に即応し、且つインフレ促進の虞れのない予算補正を実行することを強く要望するところです。

○議長（佐藤尚武君） 東陸君。
「東陸君登壇、拍手」
○東陸君 私は第一クラブを代表して、只今上程されている昭和二十六年度の各予算案に対し反対の意願を表明するものであります。（拍手）

ついで批判をしつつ反対の理由といいます。
蔵相がお得意になつて御披露されて
いるところの第一点は、総合予算の均衡、財政規模の縮小ということであつ
ます。政府は一般会計から外為会計に五百億円線入れて総合予算の均衡を圖
り、価格調整費を大幅に削減して財政規
模の縮小をやつたと説明をしていま
すが、政府の本当の考え方は一体ど
にあるのかわかりません。そこで、一
府がたび／＼自由党と共に国民に公
をした減税をやり公共事業費を大き
く膨張する考え方を正面に盛つてい
る。

止については輸入に対する積極政策をとつて外為会計の收支バランスをとらせるのが、現下の日本の置かれておる状況から当然であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)輸入に必要な金融については正常なる金融操作によるべきであつて、国民の血税によつて輸入に対する無策をカバーすることは反対であります。この五百億円を財源といなしまして、他の一層効果ある、緊急的な方針を政府に主張するのであります。

本子算に対し我々の最も危惧するところは、第一に、朝鮮動乱とこれに伴う世界情勢の緊迫化に基因する政治的諸要請、並びに講和條約の締結とこれに関連する国内体制の整備等に対して、この予算が果してよく現実に適応しえるか否かということであります。即ち、世界的軍備拡充情勢並びに日露講和條約締結等に伴う我が國經濟体制の調整及び国内治安体制等が、この予算の変更を当然に必要とするのではなかいかといふことであります。

第三に、審議の過程において最も論議の焦点となりました地方財政平準化交付金の増額、食糧増産対策並びに農業協同組合再建整備その他農業関係費、中小企業振興、社会保障関係及び文教関係費の増額等については、その重要性と緊急性に鑑み、その早急なる実現が強く要望されております。特に地主現を極力要望し、努力したのであります
が、遂にこれが実現を見るに至らなかつたことは甚だ遺憾とするところ

く變る國際情勢の變化を考えないで、
昨年十月頃の物価水準その他を基準
されて編成されたこの予算案を、非常
識にて「變更無用、補正無用」と強く支持
するところにあると思います。歳出は
言つてゐる。「今度の予算案は今までで
分が手をかけた五回の予算のうちで
一番満足できる予算と思つておる」(日本
かな」と呼ぶ者あり)減税は七百億円を
保し、価格調整費も二百五十億円に
縮し、文教・社会保障費も充実した。
のようなことは、この本議場においてある
も、又予算委員会の席上においてある

案ともいふべきものが、昨年の九月十日の閣議で決定をしております。これはその後に来ましたドタジ氏にわざないところの政府快心の原案であると私は思うのであります。それで、これと二十五年度の予算及び今までのものを比較をすると、政府の真意奈辺にあるかを分明にすることがでると考えるのであります。即ち一般計について見ると、二十五年度は六百四十六億円、二十六年度の原案は六千五百七十四億円であります。

算の変更を当然に必要とするのではなく、いかということになります。

現を極力要望し、努力したのであります
が、遂にこれが実現を見るに至ら
かつたことは甚だ遺憾とするところ

縮し、文教・社会保障費も充実した。」
のようなことは、この本議場においても、又予算委員会の席上においても

六百四十六億円、二十六年度の原案
五千九百八十一億円、二十六年度の
は六千五百七十四億円であります。

十五年度と二十六年度原案とでは六百六十五億円の減になつてゐるのですが、二十五年度と二十六年度の予算では七十二億円の減にしかなつておらないのであります。六百六十五億円の減ならば二十五年度の総予算の一割に相当をいたしましたが、七十二億円では一%ちょっとの減にしかならないのであります。補正必至であるところの場合は、こればかりのものでは私は紹介オーバーしてしまうだろうと、こう考へるものであります。決して財政規模の縮小ではないと私はあえて言ふのであります。そこで政府は苦肉の策を考え、国民所得との比率において財政規模が縮小したと申していますが、国税と地方税と物価高騰による代金を同じ財布から出しているところの国民は、政府のようには考へないのである。(拍手)政府はドッジさんに原案をいじくられて気が動転したのではないかと私は思ひます。(拍手)余り得意になつて誇示すべきものではなく、正直に中身をおつしやつたほうが私はよいと思うのであります。

六年度原案の差のようく減が五百六十
九億円ならば、人も我も、成るほど減
税をしたな、さすがは池田大蔵大臣で
あると考える人もあるかも知れません
が、「残念」と呼ぶ者あり)二十五年度
と二十六年度の差引ゼロの減では、如
何に税法上の減を誇称されましても國
民は納得しないのでありますよ。こ
れも公約の手前、ナリかえ説明をやつ
ていると言わざるを得ません。次の資
本蓄積の促進を目的とした大幅な減税
という点に至つては、政府はいよいよ
露骨にその性格を現わしているとい
べきでありますよ。池田蔵相が、法
人は個人の延長であるから、法人に課
税することは二重課税だから減税をす
るのであると説明をされているのであ
ります。「その通り」と呼ぶ者あり)こ
こでは法人論をやる私は時間を持つて
おりませんが、法人には営利を目的と
した法人と営利を目的としない法人と
があります。典型的なものは、営利を
がると思います。会社に課税をすること
は二重課税にはなりませんが、協同組
合に課税をすることは二重課税になる
のであります。利益のないところに課
税すれば二重課税になりますが、(拍
手)「その通り」と呼ぶ者あり)蔵相は
んが、利益のあるところに課税してど
こに二重になるのでありますか。(拍
手)「その通り」と呼ぶ者あり)蔵相は
完全にこの点を認同をしておるのであ

ります。「おかしいぞ」と呼ぶ者あり。國や地方自治体の仕事は當利を目的とするには不合理なのと同様なのであります。これがわからぬよろなのは頭が混乱していると私はあえて言うのであります。(「君の頭が混乱しているぞ」と呼ぶ者あり)更に當利法人に減税し、償却の年次を早めて社内留保を増加させ、資本蓄積をさせることは、資本蓄積には成るほど役立つが、これは税金逃れには都合がよいが、この資本蓄積の方法は明らかにコストを上げる。従つて大きな独立的な企業がこれをやり、その製品を公々然と高く國民に売り付け、おまけに税金は拂わなくてよろしい。これでは國民こそはいい面の皮であると言わざるを得ないのであります。(「そんな理論はないぞ」と呼ぶ者あり)よろしく國は利益を上げている法人から適正に取立て、個人の負担の面においては控除額を引上げるとかして減税の措置を講ずべきであると思ふのであります。

きがある。それが二十五年度と二十一年度では百二十億円の増になつてゐるが、原案と比較をするとマイナスの三十五億円であります。これも減額をされておるのであります。政府は百二十億円の増額を説明して曰く、生活困窮者、者の保護、健康保険その他の社会保険、結核対策を中心とする保健及び衛生、失業対策、同胞引揚援護等に関する経費は、二十五年度に比較して約二割、百二十億円の増額を見ている、多く申していささかお得意であります。が、自由主義經濟を主張している自由党諸君、そらしてその支持の下にあって、政府の当然の考へ方は、歴史が明らかに証明しているように、社会政策的の経費、特に社会保険のこときものは、その時代を支配しておる階級のお意図から出発しているのであります。日本の現実のこれらの経費は止むを得ずして出しておりのであつて、積極的な社会保障の費用ではないのでありますから、演説的に若しこれを言ひますから、好ましくない社会状態が現出しておるのに對して止むを得ず増額をされている経費だと考へべきであります。(ひねくれていてるな)と呼ぶ者なり)文教費について見るならば、そぞ共事業費のうち、即ち文教施設費分として二十五年度には五十七億五千万円、二十六年度の原案においては七十六億一千円、二十六年度は五十六億七千七百万円になつております。政府の予

案は二十五年度に比較して十八億六千四百万円の増であり、吉田首相の編成当時文教費に増額をせよとの鶴の一言で以て増額をされたところの這般の事情がよくわかるのであります。これでは文部関係の委員諸君が超党派的に決議をして我が予算委員会にその増額方を申込んでおるところの理由がはつきりするではありませんか。」これでは文教に熱心な吉田首相の庇護の下にある文相は完全に大蔵大臣にオキニベイせられてしまふと言わざるを得ないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)憲法によつて保障されてゐるところの生活権、義務教育を受ける権利、さては教育の機会均等など、この手近な再建日本のために基本的なものを培養するためのこの経費は少いのであります。そこで、これでは足りないのである。
〔「もう時間だ」と呼ぶ者あり〕行政者としては甚だ申訳ないと国民に向つて了解を求むべき代物であると想うのであります。それを何ぞや、かく宣せられるのは如何なる理由であるか。

國を離持するといふのであります。この意味において、自由党と今の政府が統制を外すことは、この原則に極めて忠実でありますから、アダム・スミス君のあの世からの御冥助があると私はいますが、時代は變つておるのであります。この考え方も次第に進んで参りますと、國家の力を利用して一部の産業資本家が資本の蓄積をやるようになります。つまり介入しなかつた国家が逆に国民のことに入介入するようになりますが、而も特定の人間に支援をするようになります。このことは高度の資本主義国家を形成した日本といたしましては当然その経験を持つておるのであります。政府資金が長期産業資金として供給されることは、表面は極めていいのではありますけれども、それが公的独占形態の企業に投げられますするならば、国民大衆はそこからお詫のよくなな福祉を得られるのでありますけれども、それが誤まつて私的独占の企業形態に導入されるときには、国民大衆の福祉にはならないで、却つて国民の不幸を招く原因となると思うのであります。戦後幾多の法律が出ておりました。独占禁止法、過度経済による集中排除法、事業者団体法等は、如何にしろ、明らかに政府の産業資金の出し方

は、公企業と協同組合に対するもの以外は誤まつておると思つております。而もそれが見返資金とか或いは預金部資金である場合には罪悪であるときえ言いたいのであります。國の再建は我々の望むところであります。併し前輒を繰返してはならないと思うのであります。國が集めた資金は、國みずからのために使わなければならることはもとよりであります。従つて今日のように農業が国によつて行われてゐるような様相を呈しておりますときには、農業の基本的な條件を整備するために國の資本を投入し、國費を以て助成すべきであると思ひます。それによつてこの國の生産は上り、農業者も自家労働に対する報酬を十分に得られ、日本の自立もできるというのであります。が、特定の産業資本家に投入することとは、表面は理由があるようでありまして、國民全般の福祉には絶対ならないと思うのであります。事業が公益事業であつたとしたしましても、私的競占の場合には、我々は十分に心してこれをやらなければならんと思うのであります。

面からの〇円を邊にとることがでなかつたのであります。(「当然」「時間時間」と呼ぶ者あり)このことに關しては我々の痛恨事であると同時に、一議の望みを囁されておつたところの天下の國民大衆の私は大きな驚きであると思ふのであります。ここに私はガリレオの法廷で述べた最後の言葉を思い起すのであります。「だが、地球は動いておる。」(いい男だぞと呼ぶ者あり)政府が如何よろに二十六年度の予算を決心の作だといたしましても、近く政府は補正予算を余儀なくせしめられるであります。このことを附言して、第一グラフを代表して強く反対の意思を表明して討論を終ります。(拍手)

対せざるを得ない点なのでございま
す。(拍手)言い換えれば、我々は政府
提出の二十六年度予算各案に対しまし
て、実際上修正もできなければ否決も
できず、そらかといつて審議未了にも
できないという、誠に不合理の状態の
下で審議を余儀なくされたのであります。
〔「その通りだ」と呼ぶ者あり〕これま
で明らかに憲法第六十條の不備欠陥を
現わしたものだと思うのであります。
〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕これまで憲法
第六十條のこの不備欠陥が現実に現わ
れなかつたのは、衆議院を通過した予
算案が参議院に回付されてから年度末
までにその期間が三十日以内であつた
からであります。ところが今回の昭和
二十六年度予算各案は、初めて年度末
までの期間三十日以前に参議院に回付
されて來たのでありますて、本日、三
月二十八日を経過してしまえば、参議
院が衆議院と異なつた議決をしよう
が、否決しようが、審議未了にしよう
が、実際問題として衆議院議決の通り
に予算案が成立してしまうのであり
ます。(「それでいい」「何がそれでいい
んだ」と呼ぶ者あり)このために、この
二十六年度予算の審議に關して著しい
不合理と弊害が現われたのであります。
す。先づ第一に、自由党が絶対多數を
占めている衆議院におきましては、年
度末までの期間三十日以前に強引に予
算案を通過せしめようとしたため
に、野党的審議が十分盡されないうち

に多数を以てこれを打切り、国民生活に最も重大な影響のある予算案に対しまして「国民代表として十分に審議をせしめなかつた、こうした事態が生じたのであります。」(その通り)と呼ぶ者あり、「第一の弊害は、参議院に予算が回付される以前に、すでに実質的に予算案が成立してしまつたと同様であつたために、政府は現実と全く遊離してしまつておるこの予算案を涼しい顔で参議院に審議させて置いて、少しも責任を感じていないのであります。(その通り)」「なめてるぞ」と呼ぶ者あり)このため、政府は勿論、卒直に申上げまして予算委員自体も審議に対して熱が乗らないわけであります。(その通り)と呼ぶ者あり)特に政府の態度は、総理を中心としたいたしまして関係大臣の出席が著しく悪かつた。答弁は簡に過ぎず、或いは総理のごときは委員の質問中退席してしまつたのであります。又本日もここに総理は御出席がない。重大予算を審議しておりながら、おりません。(通れて来い)と呼ぶ者あり)而も総理は非常に重大な今後の講和問題に関する、ダレス氏との会談、この内容については国民は知りたかったのであります。が、参議院においては内容は言えないと突っぱねておる。併しながら昨日の財界との懇談会では、ダレス会談の内容に対して話したと伝えられる。

(そらだ」と呼ぶ者あり)「どうしようか」と呼ぶ者あり)

軍備については、總理は輕々に言つてはいけないと言ひながら、これについても予算委員会においては、社会黨の山田節男氏の質問に対しまして、總理は、今でも再軍備はやりたいんだけれども、憲法が許さないからできない、こういふことを言つております。(本論本論)黙つて聞けと呼ぶ者あり)これに対して、總理はそれでは現在の憲法が悪いと考えておるか、こう言いましたならば、自分はそんなことを絶対に言つたことはないと言ひますから、私は速記録を示しながら、そうしてその事実であることを總理に申入れた。總理は、それが事実であるならば取消します、こういふことを總理は言われた。そうして國民に対しても、再軍備は輕々と言つてはいけない、こういうことを言つておるのであります。明らかにこれは二重人格であります。(「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり)又參議院においてこういふことを言うのは、もう參議院を軽視しておる。實質的に予算が通つてしまつておる。だから情熱を傾けて參議院で國民の代表に答弁する意念がない。その現われを我々は見なければならぬと思うのであります。

るであります。今後予算審議の上にも重大な暗影をもたらすことは、周知の通りであります。池田大蔵大臣は、この本年度の予算案は、これまで自分が手がけた五つの予算の中で一番上出来であると言わされました。これは池田大蔵大臣は九月に五千幾らの別の予算を作つておつた。ところがこれは大蔵大臣が責任を持つて満足すべき予算であると言つたのに對し、違つた予算を作つた。これは大蔵大臣が手がけたんではなくて、ドタツさんが作った予算は満足すべきではない、大蔵大臣として責任を持つてみずから作った予算を満足すべきでないと言つておる。これは明らかに二重人格であります。(「そぞだ」と呼ぶ者あり)このよくな重大な国政を、二重人格の総理、二重人格の大蔵大臣によつて運用されて行くことは、我々は不幸であります。我々国民は不幸であります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)こういう表情であります。(「そぞだ」と呼ぶ者あり)この下に、更に憲法第六十條の不備がある、又參議院においては自主性がなきんであります。予算審議に関する白

主権は地を拂つて空しい、こういふ状態になつておるなんであります。こういふよような状態の下で審議せられました。この二十六年度予算に対しても、我々は原則としてこれに賛成することができないであります。これが反対理由の第一であります。で、御注意がありますので、本論に入ります。

反対理由の第二は、これまで社会党、民主党、第一クラブの諸君が指摘されましたように、この予算案が現美と全く遊離してしまつておる。更に又今後ますと、遊離の度合を深める公算が大きいという点にあるのであります。この予算案が現美から遊離していくという理由は四点あると思ひます。

第一は、言うまでもなくこの二十六年度予算案は、政府のいわゆる自立三年計画を裏付けとしているんであります。この三年計画が崩れてしまつておるんであります。先ほど山本君は非常にまあ良心的な、自由党的弱点を良心的にまあお話になりましたが、(拍手)米三百二十万トン輸入といふのは見込んだから、これは実現できないかも知れない、こういうことをおつしやいましたが、成るほど政府の見込では、二十六年度のバルキ―・カーゴ、トントンであります。これに対して船は三百三十六万トン要るんであります。が、すでに通産省の調査でも三三%の嵩む荷物の輸入計画、これは千四百万トンであります。もうすでに三百二十万

トソ入できないことは通産省によつて実証されてゐる。この意味で山本さんは非常に良心的に言われたんであります。併しそれによつて三ヵ年計画は崩れてゐる。輸送計画量も崩れておる。これが崩れますと、周東安本長官が心配してたゞ一言われるところの国民生活水準、これは政府の計画通りに行かないのです。二十五年度は昭和九—十一年平均の八〇%、二十六年度八三%、二十七年度八六%、二十八年度八九%は実行できない。すでに現在において崩れております。このようなこの二十六年度予算の重要な裏付けとなつております自立三ヵ年計画がもう現実に崩れてゐるにもかかわらず、これに對して政府はあたかも計画が実行できるがごとき状態の下で二十六年度予算を我々に承認させようとしているんですが、それは無理であります。

おありますけれども、これも先ほど山本氏が指摘されましたが、これは一般会計においては非常に引揚超過でデフレ的であります。外為特別会計を入れますと、総合収支におきましては一千億以上の支拂超過になるのであります。非常なインフレ的な予算であると我々は見ておるのであります。従いまして均衡を保つておらない。財政規模の縮小にも、これは最初政府は経常金額の縮小を言つておりました。それがぐらついたために、国民所得との比率が低下することを以て財政規模の縮小ということに替えて来たのであります。これも実際と違うのであります。現実から逃避しておる。更に国民負担の調整、軽減、資本の蓄積の促進を図るために大幅の減税を行ふといふことも、これは現実と違つております。国民負担の軽減と資本蓄積のための大幅な減税はこれは再立するはずがない。併しながら仮に資本蓄積のためには政府が社内積立金に対する税金を免除したり或いは償却の期限を短縮したりして会社の内部に保留させるという一連の租税処置を講じたことを是認するとしても、蓄積された利益を会社がどん／＼配当してしまつていといふ方法はない。配当してしまえば、これは眞の蓄積にはなりません。最近の時局に便乗した時局的な会社の配当は非常に殖えております。一割五分、二割、三割五分、四割、四割五分、どん／＼

と配当を殖やしておる。これは眞の資本蓄積ではありません。資本蓄積に便乗して、高額所得者或いは不労所得者、額に汗して働かない人たちに対するこれは優遇措置であります。而も勤労者に対する税金はどうであらましよ。政府は七百億減税といつておりますが、実際は減税でないことは明らかであります。減税は高額所得者、法人、併しながら国民大衆は減税にはなつておらない。いわゆる税法上の減税は減税に違いないと言いますけれども、これは国民負担を軽減するための減税ではない。国民はそんな減税を望んでおるのでござります。

一例を挙げますれば、物価が騰貴しましたのに基礎控除とか扶養控除をそのままにして置いたならば、これは明らかに増税であります。(その通りだ)

と呼ぶ者あり) インフレになつたとき、基礎控除、扶養控除をそのままに据え置いたら、これは明らかに増税であります。こういう点において税金は考えなければならぬ。ですから勤労者的生活を考えないから、基礎控除、扶養控除と物価騰貴との関係を無視しておる。減税というのはただ税率だけの問題ではないであります。税金が一番多く、一番大衆が重いと感じておるのは控除の問題だ。最低生活を保障するに足るところの控除の問題なんです。この点、先ほど専門の山本氏が、これは中学生の議論だと言いましたけ

れども、出本さんは金融のほうには明るいようありますけれども、どうも税のほうについては、やはり身を以て体験されていないせいか、「拂つたことがない」と呼ぶ者あり、拍手) これ

はお間違えではないか。とつくり又あとで議論をいたしたいと思います。

更に、二十六年度予算が現実と遊離している点は支出の面に現われております。この点につきましては、すでに各議員が述べましたから、詳しく述べません。朝鮮動乱後、物価は安本調査によつても市場物価は三月十日現在で六割六分上つた。又予算編成基礎のバリティ指数は一九五が二三〇ぐらいになる予想であります。このように物価は非常に上つてゐる。更に輸入食糧価格は現在においてさき予算単価よりもtron当たり十ドル上つてゐる。これは政府委員がはつきりと答弁している。

従つてこのように非常な物価事情に変化が生じたのに、この予算をこのまま遂行しようとなれば、各方面に非常に障害が生ずる。予定の事業ができないことは明らかであります。(給興がとまる) と呼ぶ者あり)

更にこの予算案が現実と遊離しているところの第四点は歳入面に現われております。物価騰貴によつて根本的に

国民所得の分配関係は変つておる。時局的な産業、輸出産業、そういう方に面には、うんと国民所得が偏在しまし

て、他方の労働者のほうには相対的に

所得が減つて來ているんです。こういうふうに質的国民所得の分配関係が乗つて、これまでのような税制では、これは明らかに負担の非常な税

も税のほうについては、やはり身を以

て休験されていないせいか、「拂つた

ことがない」と呼ぶ者あり、拍手) これ

はお間違えではないか。とつくり又あ

とで議論をいたしたいと思ひます。

更に、二十六年度予算が現実と遊離

している点は支出の面に現れており

ます。この点につきましては、すでに

各議員が述べましたから、詳しく述べ

べません。朝鮮動乱後、物価は安本調

査によつても市場物価は三月十日現在

で六割六分上つた。又予算編成基礎の

バリティ指数は一九五が二三〇ぐらい

になる予想であります。このように物

価は非常に上つてゐる。更に輸入食糧

価格は現在においてさき予算単価より

もtron当たり十ドル上つてゐる。これは

政府委員がはつきりと答弁して

いる。

従つてこのように非常な物価事情に変

化が生じたのに、この予算をこのままで

遂行しようとなれば、各方面に非常な

障害が生ずる。予定の事業ができない

ことは明らかであります。(給興がと

まる) と呼ぶ者あり)

更にこの予算案が現実と遊離してい

るところの第四点は歳入面に現われて

おります。物価騰貴によつて根本的に

国民所得の分配関係は変つておる。

時局的な産業、輸出産業、そういう方に

面には、うんと国民所得が偏在しまし

て、他方の労働者のほうには相対的に

あります。だが、これは講和ではな

い、戦争と奴隸化への道であるとい

うことをはつきりと我々は考へなければ

ならない。他のもう一つの道は、ボツ

ダム宣言の基本方針に副いまして、ソ

ミアの党は主張するのでありますから、

うような負担の公平或いは税金の軽減

ということにはならない。これも現実

に総合的なインフレ防止対策を立てな

ければならない。そのため海外イン

フレを遮断する方策を至急これをお講

じなければいけない。第二には、財

政、金融、経済面に亘る社会主義的

、計画的な統制を断行しなければい

けない。第三に、輸出、民需、特需、

特に今後日米経済協力体制の推進によ

つて現われる新特需、こういうものと

公約する八三%を確保するような、こ

ういう措置を講じなければいけない。

こういう根本方針の下に予算を編成さ

れなければならない。

更に歳出対策としては、新物価情勢

に応じた予算の組替、地方財政平衡交

付金の増額、給與ベースの引上げ、

歳入対策としましては、資本の蓄積に

便乗する法人税の減税、高額所得の減

税に反対するものであります。そし

て超過所得税を徵收しなければならな

い。時局に便乗してうんと儲けてい

るところから超過所得税を徵收すべきであ

る。又物価騰貴に基く国民所得の変化に応じて低額所得者に対する税の実質が変わっているのに、これまでのような税制では、これは明らかに負担の非常な税

と全く遊離しているのであります。政府が言つては、これは明瞭に負担の非常な税

と全く遊離しているのであります。

我々のほうの党としましては、二十六年度予算案は編成されなければならないと

予算案は編成されなければならぬと

我が党は主張するのでありますから、

ここに上程されております二十六年度

予算案は、これまで討論いたした通

り、我が党の基本方針と絶対に反対をいたしたものであります。(拍手)

予算案は、政府提出の二十六年度予算案に対し絶対に反対をいたしたものであります。

論拠から、労働者農民党は、政府提出の二十六年度予算案に対し絶対に反対をいたすものであります。

岩間正男君(佐藤尚武君) 岩間正男君。

〔岩間正男君掌壇、拍手〕

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、只今上程された昭和二十六年度

予算三案に反対するものであります。

敗戦以来すでに五ヵ年を経過し、日本はその完全なる主権の回復と平和確立のために、一日も早く講和が結ばれることを熱烈に要望しておるのであります。(共産党の宣伝だと呼ぶ者あり)

本人はその完全なる主権の回復と平和確立のために、一日も早く講和が結ばれることを熱烈に要望しておるのであります。

敗戦以来すでに五ヵ年を経過し、日本はその完全なる主権の回復と平和確立のために、一日も早く講和が結ばれることを熱烈に要望しておるのであります。

私は日本共産党を代表して、只今上程された昭和二十六年度

予算三案に反対するものであります。

○岩間正男君(佐藤尚武君) 岩間正男君。

〔岩間正男君掌壇、拍手〕

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、只今上程された昭和二十六年度

予算三案に反対するものであります。

敗戦以来すでに五ヵ年を経過し、日本はその完全なる主権の回復と平和確立のために、一日も早く講和が結ばれることを熱烈に要望しておるのであります。

私は日本共産党を代表して、只今上程された昭和二十六年度

予算三案に反対するものであります。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表して、只今上程された昭和二十六年度

</

第一点としまして終戦処理費一千二十七億を挙げることがであります。今日までこの重い負担も、日本民主化のためには必要な経費と思えどこそ、爾を食いしばつて国民は耐えて來のであります。併し終戦後すでに六ヵ年、講和が今までに近付きつある今日、國家予算の約一六%にも當る一千二十七億も莫大な占領費が一体なぜ必要であるまじようか。政府は予算委員会における私の質問に対しまして、終戦処理費は日本政府の責任と自主性において組んでもおると答えておるのでありますから、「その通りだ」と呼ぶ者あり) その細目については何らこれを開明らかにしないのであります。そうして二十五年度と殆んど同じだと繰返すのみであつたのであります。併しそれならば、その二十五年度の予算の様相を見ますと、朝鮮事変以後、終戦処理費の支拂は非常に増加し、この費用で建設され補強されました基地からは爆撃機が飛び立ち、軍艦が出動しておることは周知の事実であります。日本人民が終戦処理費は占領費のみでなく作戦費にも使われるのでないかと疑問を起すのは当然のことと言わなければならぬ。若しそうでないと、政府は先づ国民にその内容を明らかにするべきである。「そうだ」と呼ぶ者あり) 然るにそれをしてしない。それだけではないのであります。最近米国の中兵二カ師団が日本に派遣されるというこ

とが新たな日程に上つております。これは何のための、如何なる性格を持つた軍隊であるか。外人記者ロバート・マーチンの伝えるところによりますと、「予算をやれ」と呼ぶ者あり(州兵派遣は過日のダレス吉田会談の結果であり、その目的としましては大陸次の四点を挙げてゐる)あります。即ち一、新兵の訓練には日本が最も好適地であるということ、二、緊急の事態が起つた場合、日本を、満洲、中国本土若しくはソ連の原爆施設地帯の爆撃基地として確保しなければならないということ、三、第三次大戦が起り、米軍が朝鮮から撤退せねばならぬ場合、戰術上、日本の基地を創りまで確保すること、四、中国が台湾を攻略する場合、必要があれば州兵をその防衛のため動かすこと、などがあります。ロバート・マーチンのこの指摘のようになりますれば、これは明らかに占領軍ではなくて戦略軍であるのであります。(「予算の問題をやれ」と呼ぶ者あり)言つまでもなく、且下、日本はボツダム宣言による占領下にあり、日本に駐屯する外國軍隊は(「予算をやれ」「終戦処理費の問題だ」と呼ぶ者あり)日本を民主化し非武装化するための費用がどこから出されていて、断じて防衛軍、戦略軍などであつてはならないであります。而もこの州兵駐在の費用がどこから出されていいか。これらの問題につきまして私は

吉田総理に質したのであります。が、總理は終始、答へられないの一点張りであります。これは日本人人民のために甚だ不忠実な態度と言わなければならぬ。吉田秘書外文の正体がまさにこれであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 総理は「吉田」は侵略とか防衛とか言つてゐるのでもあります。が、そもそも日本は今どこから侵略の脅威を受けてゐるのでありますか。(「共産党」と呼ぶ者あり) それはソ連同盟であるか、それとも中国であるか。(「共産党」と呼ぶ者あり) 先ず何よ。りも明らかなるように、これらの国は日本に軍事基地を持つてない。又軍事基地を要求していない。「日本共産党」ではないかと呼ぶ者あり) それどころか、人民生活の無限の向上と平和政策を一九一七年の革命以来一貫して堅持しているのがソ連同盟であります。(「總理と呼ぶ者あり) 然るに外国の侵略をして兵を大陸に押し進め、遂に野蛮な侵略戦争に人民を驅り立てたのが日本帝国主義者どもではなかつたか。第九十帝国議会の新憲法論議におきましても、吉田総理は、「近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは顯著な事実であります。故に正当防衛権を認むることがたゞ一戦争であると思ふのであるを説く者もある」と思ふのであります。

として、この安上りの軍隊を更に増強しようとして、その費用がすでに予算の中に隠されておる。即ち使途不明の見返資金経路再建費七百五十四億円その他いつでも流用できる資金は実に三千億近くにも達するのであります。

木予算案の特徴的な性格としまして第二に我々の指摘したいのは、日本の産業が西歐の軍拡経済の一環として編入され、アメリカ経済の下請となることであります。現在日本の軍需工場や旧軍工廠がボツダム宣言や極東委員会の諸決定に違反しまして統々活潑され、朝鮮作戦のための兵器廠と化しておるのであります。すでに二億四千万ドルに達する特需の多くは、鐵條網、ロケット彈部分品、兵舎、軍用自動車その他兵器の修理加工費等であります。最近の報道によれば、この軍需生産は更に拡大され、いわゆる日米経済協力の名の下にアメリカ軍拡経済の下請にしようとする動きが進められておるようであります。ダレス氏が帰国後アメリカ國務省に宛てた報告書の中で、砲の照準器、双眼鏡、パラシュートなどを製造するために日本の労働力と生産設備を利用することは、西歐にとつても重要であり、このような日本の軍事的寄與の基礎となる日本の経済力はできるだけ速かに復興さるべきであると言ひ、又三月十日のワシントン発U.P.通信の伝えるところによりますれば、インドシナで戰つておるフラン

ス軍に供給するため日本に貨物自動車その他の軍需資材を製造させることになるであろうと言つておるのであります。(何のことだ」と呼ぶ者あり) 最近、總司令部では、日本産業の生産能力調査を政府に命じ、又日本政府も緊急経済政策なるものを立案しておるということであります。これによりますと、日本の生産計画は、安本の自立經濟三ヵ年計画の最終目標を遙かにオーバーするのみか、太平洋戦争の最高生産水準にも匹敵するものがあるのです。政府は予算委員会における私の質問に対しまして、この事實を頭から否定しておるのであります。が、戦時中爆撃によつて大量破壊されたのは、むしろ大衆の住宅であつて、軍事潜勢力となる産業設備は、その一部分を除き、大部分が温存されておるのであります。更に終戦後歷代内閣の反人民的な政策の結果、労働者、農民、中小企業を犠牲にして、生産は上昇し、生活水準はまだ戦前の七〇%にも達していないので、生産指數はすでに一五%を突破しておるのであります。而も本予算を検討すれば、かくのごとき日本産業の軍事的復活を大幅に伸長する支出が大量に計上されておるのであります。即ち見返資金の私企業投資三百五十億は、主として電力、造船、鉄鋼等、その他重要産業に投ぜられ、資金運用部資金のうち、金融債引受四百億、特別会計貸付二百七十億等を緊急

時局産業に振向けておられます。政府は更に百億円を投じて開発銀行を創設し、これによつて資本資金の輸出銀行制を強化しようとしております。その他、緊急物資輸入基金或いは輸出銀行受入れのため、日下外資導入法その他の関係法の改正を急いでおります。又、労働力の受入体制につきましては、青少年の技術養成を目的とする産業教育法が着々準備されております。これらの一連の計画を総合して考えれば、いわゆる日米経済協力の国内体制は刻々進められつつあるものと言わなければなりません。而してその眞の狙いは何であるか。吉田総理は、ダレス氏の帰朝後、しばゞ今は再軍備をやるときではない、日本の經濟が許さないということを言られております。併し問題は再軍備よりも日本の産業構造にかかつておる。すでにアメリカ經濟の一環として、日本の産業がます／＼その軍需的下請工業の形を以て戰時中にも匹敵する規模に突入するとなれば、当然平和産業は圧迫される。民需は昭和二十五年度の線で抑えられると言つておりますが、これは不可能であります。従つてそこには生活必需品が欠乏し、物価は物極く高騰し、いわゆる戰時インフレの様相を現わすことは明らかであります。當然實質賃金は低下

し、それが苛酷な租賃地、労働強化とも絡んで、これによつて人民の生活はます／＼窮屈に追い込まれるのであります。曾つてあの馬鹿げた太平洋戦争により、闇とインフレの苦難を嘗め盡した日本の国民は、こうした戰時、準備時体制には懲り／＼しているのであります。ところが今又このよ／＼な体制が秘密裡に推し進められて、大衆がそれと氣が付いたときには、もうすでに遅い。そのとき再軍備を論じても、もはや彼に止まない。もはや再軍備は必ずである。近く單独講和を終えた今は、刺戟の多い軍備論はやめて經濟協力で行こう。これが吉田内閣の眞の狙いと言わなければならぬ。だからこそ政府は、盛んに日本がアメリカの下請工場となり、兵器廠のアジア支部化することによって、多額の援助を受け、それによつて日本の經濟は栄えるのだといふことを宣伝しています。だが、これはむしろ反対である。朝鮮事変後、帝國主義者の恐嚇を回避するため、戰後未曾有の大軍備拡張に乗り出したのであります。世界最大の資本主義国であるアメリカにおいてさえも、すでに一部の生産が頭打ちとなり、原材料も又逼迫しているのであります。而もソ連盟を先頭とする世界民衆勢力の平和攻勢によりまして、ウオール街の株はしば／＼大暴落を演じ、錫、ゴム等の重要戰略物資さえも暴落している有様であります。(「反對論

はどうした」と呼ぶ者あり)これは皆さんが新聞で御覽になつてゐると思うのですが、これらは不安と矛盾を日本に転化し、日本人民と産業の犠牲によつて、それを解決せんとするものであります。(ノーノー)呼ぶ者あり)これは皆さんの仲間の賢明な業者はすでに気が付いています。関西の資本団体は、アメリカは大量の肉を調理させてくれるが、果して腹の空いた調理人にどれほどどの肉を食わせててくれるかと嘆いております。最近では、経團連の石川会長ですら、余り有頂天になつて生産設備の拡張に狂奔しないほうがよいと警告を発しております。従つていわゆる日米経済協力とは、如何なる美名に飾られようとも、それは日本にとって植民地的略奪経済を意味し、その前途には地獄の劫火が燃え盛つておるのであります。

第三に、私の指摘したいことは地方財政破綻の問題であります。これに関する委員会並びにその他の論議を通じまして詳しく述べましたので、時間の関係上ここでは略します。

以上で明らかなるように、昭和二十一年度予算は徹頭徹尾軍事的予算であり、反人民的な予算でありまして、このような予算に心ある人間が反対し、この予算の底を流れる單独講和と戦争への道を阻止し、民族の独立と平和のため、全面講和を求めて起ち上ること

は当然である。然るに吉田内閣は、これら民族的自覚による人民の行動を間接侵略なりと誹謗し、治安の擾乱と喚いて、警察予備隊、特務局、刑務所、税務署等を拡充・強化しております。(笑)これらの費用は全国家予算の約一〇%に及んでおります。最近、警察では人民弾圧のために催涙ガスをさえ使用せんとしておるのであります。これは何であるか。言うまでもなく、これは吉田自由党内閣がみずからその売国的政策が人民の手によつて暴露され攻撃されることを恐れ、これをこまかさんとする手段であることは、余りにも明らかであります。殊にこれら戦いの先頭に立つ日本共産党を仇敵視し、最近は非合法化の企みを推し進めておる。併しこれこそは、あらゆるデマを放つて、人民の手から共産党を切り離して、やす／＼と民族と国土を外国に売り渡さんとする企みであります。これはすでに日本人の大がたが氣付いておるところであります。若し我々の言動にして非なりとすれば、堂々と国会の論議を通じて人民大衆の前に明らかにすればよいのである。然るに本予算の審議に当りましては、首先を初め関係閣僚の出席が非常に懸する要点に触れれば、或いは黙秘権(美声)を行使し、或いは中途にして退場するなどの非礼をあえてしているのである。これこそは憲法並びに民主主義

義の否定の自殺的行為と言わなければなりません。我々は権力の暴虐の前に断じて卑屈であつてはならない。これこそは太平洋戦争を無謀にも許した曾つての日本人のあり方であり、又再びこれを繰返すほど日本の人民は愚かではないのであります。(共産党に馬鹿にされないよ」と呼ぶ者あり)

更に、最後に指摘しなければならぬ問題としましては、この予算の基礎が崩れておるということ、これはほかの党のかたゞによつても指摘されました。

私は省きます。併しここで、なぜ吉田内閣が補正予算を地方選舉前に出すことを恐れて、選舉後に出ておるとしておるか。これは現内閣の不安と動搖を如実に示しておるものであり、自由党内閣の信譽が地に落ちておる訳と言わなければなりません。

従つて日本共産党はこれらの反人民的予算に断乎反対し、次のことを要求するものであります。即ち終戦処理費の大幅削減、警察予備隊、海上保安庁、その他人民弾圧機関の廃止、インベントリリー・ファイナンス五百億の繰入れ中止、再軍備のための予備費全廃、これらによりまして浮いた財源を、地方財政、公務員のベース引上げ、教育、文化、厚生、社会保障、失業対策及び大衆課税撤廃等、人民生活の向上と平和産業の拡大に振向けること。このようにして、今日このよくな子算を編成してこそ、国民の生活は豊かになり、日

本の進路は切り開かれるのであります。我が党はかかる軍事的、反人民的予算を人民のための予算に組替えることを強く要求して、本予算に断乎反対するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案の表決は記名投票を以て行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔投票執行〕

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕

よつて三案は可決せられました。

(拍手)

反対者(青色票)氏名 九十六名

加納 金助君

平沼彌太郎君

城 義臣君

山崎 恒君

紅露 みつ君

西川 基五郎君

植竹 春彦君

寺尾 豊君

岡崎 順一君

石坂 豊一君

岩沢 忠恭君

小野 英雄君

義夫君

鬼丸 義齋君

油井賢太郎君

櫻内 義雄君

中川 幸平君

一松 政二君

黒川 武雄君

横尾 龍君

中山 藤彦君

森原 道子君

山内 卓郎君

島 清君

門田 定藏君

清澤 俊英君

小串 清一君

工藤 鐵男君

中川 以良君

飯島 達次郎君

伊藤 保平君

赤澤 與仁君

赤木 正雄君

松本 昇君

廣瀬 與兵衛君

野田 卵一君

重宗 雄三君

高木 正夫君

西郷 吉之助君

河井 彌八君

木下 良雄君

小林 政夫君

鈴木 眞吉君

新谷 寅三郎君

高木 伸三郎君

大野 木秀次郎君

長谷山 行毅君

古池 信三君

平井 太郎君

山縣 勝見君

山本 米治君

愛知 摶一君

山村 幸作君

岡田 信次君

白波瀬米吉君

安井 謙君

松平 勇雄君

野田 卵一君

杉原 荒太君

吉川 末次郎君

山花 秀雄君

荒木 正三郎君

高田 なほ子君

吉田 七平君

赤松 常子君

山田 節男君

三輪 貞治君

菊田 孝平君

小林 文重君

片岡 文重君

小林 孝平君

山花 秀吉君

松浦 清一君

菊田 七平君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大野 幸一君

岩間 正男君

細川 嘉六君

江田 三郎君

駒井 藤平君

木内 四郎君

伊藤 修君

松永 義雄君

成瀬 輝治君

伊藤 修君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大野 幸一君

岩間 正男君

細川 嘉六君

江田 三郎君

駒井 藤平君

木内 四郎君

伊藤 修君

松永 義雄君

成瀬 輝治君

伊藤 修君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

小川 久義君

羽生 三七君

須藤 五郎君

大隈 仁蔵君

吉田 法晴君

梅津 錦一君 重盛 審治君

岡村文四郎君

東 隆君

森 八三二君

佐多 忠盛君

小林 亦治君

岩崎正三郎君

相馬 助治君

千田 正君

三浦 艮雄君

石川 清一君

松浦 定義君

森下 政一君

樺 繁夫君

堀木 錠三君

松原 一彦君

羽仁 五郎君

内村 清次君

小酒井義男君

栗山 良夫君

山下 藝信君

矢島 三義君

佐々木良作君

木下 澤吉君

柳橋 小虎君

和田 博雄君

三木 治朗君

下條 恭兵君

河崎 ナツ君

上條 愛一君

森崎 隆君

矢島 一彦君

堀木 錠三君

内村 清次君

堀木 錠三君

栗山 良夫君

山下 藝信君

矢島 三義君

佐々木良作君

木下 澤吉君

柳橋 小虎君

和田 博雄君

三木 治朗君

下條 恭兵君

河崎 ナツ君

上條 愛一君

森崎 隆君

矢島 一彦君

堀木 錠三君

内村 清次君

堀木 錠三君

栗山 良夫君

山下 藝信君

矢島 三義君

佐々木良作君

木下 澤吉君

柳橋 小虎君

和田 博雄君

三木 治朗君

下條 恭兵君

河崎 ナツ君

上條 愛一君

森崎 隆君

矢島 一彦君

堀木 錠三君

内村 清次君

堀木 錠三君

栗山 良夫君

山下 藝信君

矢島 三義君

佐々木良作君

木下 澤吉君

柳橋 小虎君

和田 博雄君

三木 治朗君

下條 恭兵君

河崎 ナツ君

上條 愛一君

森崎 隆君

矢島 一彦君

堀木 錠三君

内村 清次君

堀木 錠三君

栗山 良夫君

山下 藝信君

矢島 三義君

佐々木良作君

に伴う関係法令の整理に関する法律案

律案

復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

一、日程第九 農林水産業施設災害

一、日程第十 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般

会計からする繰入金に関する法律案

一、日程第十一 食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剩余金の使用に関する法律案

一、日程第十二 關稅法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に関する承認を求める事件

一、日程第十四乃至第十八の請願

一、日程第十九乃至第四十八の請願

一、日程第六十二乃至第六十九の陳情

○議長(佐藤尚武君) 次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第四 不動産登記法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 渔業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第六 騎馬法の一部を改正する法律案

一、日程第七 農業委員会法案

一、日程第八 農業委員会法の施行

出席者は左の通り。

議長

副議長 三木 治朗君

議員 佐藤 尚武君

城 勲臣君

小野 義夫君

岡崎 真一君

西川芳五郎君

左藤 義説君

林屋義次郎君

一松 定吉君

黒田 英雄君

寺尾 豊一君

中川 幸平君

岩沢 忠恭君

横尾 政二君

黒川 武雄君

山内 卓郎君

山川 良一君

山本 勇造君

村上 義一君

山内 韶君

山本 駿君

城 勲臣君

小野 義夫君

西川芳五郎君

左藤 義説君

泉山 三六君

平岡 市三君

岡崎 真一君

小林 英三君

辰郎君

櫻内 勝雄君

鬼丸 義齊君

門田 定誠君

青山 正二君

島 清君

加藤シヅエ君

金子 洋文君

濟淳 俊英君

若木 勝藏君

藤原 道子君

野溝 勝君

片岡 文重君

三橋八次郎君

齋 武雄君

高田なほ子君

吉川末次郎君

原 虎一君

大野木秀次郎君

山花 秀雄君

菊田 七平君

山田 節男君

三輪 貞治君

田中 一君

成瀬 師治君

松永 義雄君

大隈 信幸君

岩男 仁蔵君

波多野 鼎君

深川築左エ門君

山田 駿君

泉山 三六君

平岡 市三君

岡崎 真一君

小林 英三君

辰郎君

櫻内 勝雄君

鬼丸 義齊君

門田 定誠君

青山 正二君

島 清君

加藤シヅエ君

金子 洋文君

濟淳 俊英君

若木 勝藏君

藤原 道子君

野溝 勝君

片岡 文重君

三橋八次郎君

齋 武雄君

高田なほ子君

吉川末次郎君

原 虎一君

大野木秀次郎君

山花 秀雄君

菊田 七平君

山田 駿君

三輪 貞治君

田中 一君

成瀬 師治君

松永 義雄君

大隈 信幸君

岩男 仁蔵君

波多野 鼎君

深川築左エ門君

山田 駿君

三輪 貞治君

松永 義雄君

大野木秀次郎君

山花 秀雄君

梅津 錦一君	重盛	壽治君
岡村文四郎君	東	隆君
森 八三一君	佐多	忠隆君
小林 亦治君	岩崎正三郎君	
相馬 助治君	千田 正君	
三浦 長雄君	石川 清一君	
松浦 定義君	森下 政一君	
柳 繁夫君	堀木 鎌三君	
松原 一彦君	羽仁 五郎君	
内村 清次君	小酒井義男君	
栗山 良夫君	山下 義信君	
矢崎 三義君	佐々木良作君	
木下 源吉君	棚橋 小虎君	
和田 博雄君	下條 勝兵君	
河崎 ナツ君	上條 愛一君	
森崎 隆君	平林 太一君	

法務政務次官	高木 松吉君
大蔵主計局長	河野 一之君
農林政務次官	西川甚五郎君
運輸政務次官	島村 軍次君
郵政政務次官	關谷 勝利君
	山本 猛夫君

内閣官房長官	岡崎 勝勇君
政府委員	小野 菲君
内閣官房次官	岡崎 勝勇君
地方自治政務次官	岡崎 勝勇君
國務大臣	内閣官房長官 岡崎 勝勇君
外務大臣	吉田 茂君
大蔵大臣	池田 勇人君
文部大臣	天野 貞祐君
農林大臣	黒川 武雄君
通商産業大臣	弘禪君
運輸大臣	横尾 龍君
郵政大臣	山崎 猛君
電気通信大臣	田村 文吉君
労働大臣	保利 茂君
建設大臣	増田甲子七君
国務大臣	岡野 清豪君
国務大臣	周東 英雄君